

新宮町告示第101号

令和元年第3回新宮町議会定例会を次のとおり招集する

令和元年8月27日

新宮町長 長崎 武利

1 期 日 令和元年9月2日

2 場 所 新宮町議会議場

---

○開会日に応招した議員

安武久美子君

温水 眞君

末吉富美徳君

濱田 幸君

上畝地白馬君

西 健太郎君

大牟田直人君

高木 義輔君

北崎 和博君

横大路政之君

松井 和行君

牧野真紀子君

---

○9月2日に応招した議員

全員

---

○9月3日に応招した議員

全員

---

○9月13日に応招した議員

全員

---

○応招しなかった議員

なし

---

議事日程(第1号)

令和元年9月2日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第72号議案 新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について
- 日程第4 第73号議案 新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第5 第74号議案 職員の懲戒の方法及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第75号議案 新宮町社会体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第76号議案 新宮町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第77号議案 新宮町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第78号議案 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第79号議案 新宮町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第80号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第81号議案 新宮町特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第82号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第83号議案 平成30年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 第84号議案 平成30年度新宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 第85号議案 平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 第86号議案 平成30年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 第87号議案 平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 第88号議案 平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第20 第89号議案 平成30年度新宮町水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定について
- 日程第21 第90号議案 平成30年度新宮町公共下水道事業会計余剰金の処分及び決算の認定について
- 日程第22 第91号議案 平成30年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 第92号議案 平成30年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 第93号議案 令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第25 第94号議案 令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第26 第95号議案 令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 日程第27 第96号議案 令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第28 第97号議案 令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第29 第98号議案 令和元年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第30 第99号議案 令和元年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第31 第100号議案 令和元年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第32 第101号議案 町道路線の変更について（柳ヶ浦池線）
- 日程第33 請願第1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書について
- 日程第34 請願第2号 県道537号線 騒音・振動等の環境被害の対策を求める要請について
- 日程第35 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第36 陳情第8号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書について
- 日程第37 報告第16号 平成30年度新宮町土地開発公社経営状況報告について
- 日程第38 報告第17号 平成30年度新宮町健全化判断比率等の報告について
- 日程第39 報告第18号 平成30年度新宮町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第40 報告第19号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第41 報告第20号 建設工事等の書類審査及び現地検査の結果報告について
- 日程第42 報告第21号 例月出納検査結果報告について

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期決定について
- 日程第3 第72号議案 新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について

- 日程第4 第73号議案 新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について
- 日程第5 第74号議案 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 第75号議案 新宮町社会体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 第76号議案 新宮町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 第77号議案 新宮町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第78号議案 印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第79号議案 新宮町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 第80号議案 新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第81号議案 新宮町特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第82号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 第83号議案 平成30年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 第84号議案 平成30年度新宮町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 第85号議案 平成30年度新宮町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 第86号議案 平成30年度新宮町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 第87号議案 平成30年度新宮町相島診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第19 第88号議案 平成30年度新宮町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第20 第89号議案 平成30年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第21 第90号議案 平成30年度新宮町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第22 第91号議案 平成30年度新宮町相島漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 第92号議案 平成30年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第24 第93号議案 令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について
- 日程第25 第94号議案 令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第26 第95号議案 令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について

- 日程第27 第96号議案 令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について
- 日程第28 第97号議案 令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について
- 日程第29 第98号議案 令和元年度新宮町水道事業会計補正予算について
- 日程第30 第99号議案 令和元年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について
- 日程第31 第100号議案 令和元年度新宮町一般会計補正予算について
- 日程第32 第101号議案 町道路線の変更について（柳ヶ浦池線）
- 日程第33 請願第1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書について
- 日程第34 請願第2号 県道537号線 騒音・振動等の環境被害の対策を求める要請について
- 日程第35 請願第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請について
- 日程第36 陳情第8号 天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書について
- 日程第37 報告第16号 平成30年度新宮町土地開発公社経営状況報告について
- 日程第38 報告第17号 平成30年度新宮町健全化判断比率等の報告について
- 日程第39 報告第18号 平成30年度新宮町一般会計継続費精算報告書について
- 日程第40 報告第19号 新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について
- 日程第41 報告第20号 建設工事等の書類審査及び現地検査の結果報告について
- 日程第42 報告第21号 例月出納検査結果報告について

---

出席議員（12名）

1番	安武久美子君	2番	温水 眞君
3番	末吉富美德君	4番	濱田 幸君
5番	上畝地白馬君	6番	西 健太郎君
7番	大牟田 直人	8番	高木 義輔君
9番	北崎 和博君	10番	横大路政之君
11番	松井 和行君	12番	牧野真紀子君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 井上 和広君 主幹 三船 史郎君

説明のため出席した者の職氏名

町長	長崎 武利君	副町長	吉村 隆信君
副町長	福田 猛君	教育長	宮川 優子君
総務課長	太田 達也君	政策経営課長	阿部 宏紀君
地域協働課長	笠井与志則君	都市整備課長	桐島 光昭君
上下水道課長	本田陽一郎君	産業振興課長	竹上 健君
環境課長	安河内正路君	住民課長	大原 稲子君
健康福祉課長	山口 望美君	税務課長	高橋 忠久君
会計管理者	末永富士美君	学校教育課長	森 和也君
子育て支援課長	藤木 恵介君	社会教育課長	西田 大輔君
代表監査委員	吉田 雅文君		

午前9時30分開会

- 議会議務局長（井上 和広君） 起立、礼。おはようございます。御着席ください。
- 議長（牧野 真紀子君） ただいまから、令和元年第3回新宮町議会定例会を開会いたします。
- それでは、配付の日程表により直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

- 議長（牧野 真紀子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は会議規則第125条の規定により、7番、大牟田直人議員、8番、高木義輔議員、事故に備えて9番、北崎和博議員を指名いたします。

日程第2. 会期決定の件について

- 議長（牧野 真紀子君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。
- お諮りいたします。今期定例会の会期は本日から9月13日までの12日間といたしたいと思  
います。
- これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（牧野 真紀子君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月13日までの1

2日間と決定いたしました。

会期中の日程は、別に配付いたしております定例会日程表のとおりですので、議員並びに執行部の御協力をお願いいたします。

議案の審議に入ります前に、招集されました町長にあいさつをお願いいたします。

町長。

○町長（長崎 武利君） おはようございます。本日ここに、令和元年第3回新宮町議会定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、議員の皆様のお出席をいただきありがとうございます。

7月から8月にかけての大雨や台風により、福岡県内外で多くの方々が被災をされました。

亡くなられた方々、御遺族に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

7月21日に施行されました第25回参議院議員通常選挙では、当日早朝からの大雨のため、災害を警戒しながら、選挙の管理執行が行われたところでございます。

幸いにも本町内では、大きな被害はありませんでしたが、県内の各他市町では、被害とともに選挙人の安全を確保するための対応を余儀なくされました。

その影響もあったためか、本町を含めまして県内の投票率は前回は大きく下回る結果となりました。

また、8月6日には台風8号が九州に上陸。同月15日には、台風10号が九州に最接近いたしました。

さらに先週、九州北部を襲った大雨の影響により、8月27日から30日まで警戒態勢が続きました。

佐賀県や福岡県内の被害が報道されておりましたが、本町内での大きな被害の報告はありませんでした。

災害はいつ起こるかわかりません。日ごろからの備えの大切さを改めて感じておるところでございます。

今後、10月からは消費税率が引き上げられるとともに、幼児教育、保育の無償化も実施されます。

大きな制度改正であり、関連する業務等に支障のないよう準備を進めております。

町政に関しましては、令和元年となり、早いもので4カ月が経過したわけですが、各課諸施策、事務事業も順調に進んできております。

とりわけ、そびあしんぐう熱源空調及び照明機器更新工事並びに新宮ふれあいの丘公園交流施設整備工事につきましては、発注を終え、年度内完成に向け工事が始まります。

町営住宅建て替えにつきましても、周辺施設の整備から町営住宅本体の建設へ進んでいく予定

でございます。

本町の人口につきましては、一時期に比べますと落ちつきを見せておりますが、まだまだ増加傾向は続いております。

特に新宮北小学校区においては、学童保育所の1クラブ増設、教室不足に対応するためのプレハブ設置を行ってまいりました。

今後、教育施設、設備を含む既存の公共施設、設備全般における維持管理について、計画的に進めるため検討を行い、議会や住民の皆様にご説明した上で実施していく必要があると考えておりますので、御理解と御協力を賜りたいと思っております。

それでは、本日提案いたしております議案は、条例の制定改正11件、平成30年度決算認定10件、令和元年度補正予算8件、町道路線の変更1件、計30議案、諸報告6件となっております。

なお、最終日には追加議案を予定しております。

よろしく御審議いただきまして、御議決くださいますようお願いを申し上げます、議会招集の御あいさつとさせていただきます。

どうぞよろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（牧野 真紀子君） これより、議案の審議に入ります。

---

### 日程第3. 第72号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第3、第72号議案、新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第72号議案、新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について、御説明をいたします。

提案理由といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、新宮町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

会計年度任用職員ということでございますが、地方公務員法が特別職の任用及び臨時的任用の厳格化と一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化を行うために、会計年度任用職員に関する規定を設ける改正が行われたところでございます。

会計年度任用職員とは、一般職非常勤職員が統一化されたものでございまして、週当たりの勤務時間から二つに分類をされることとなります。

1週間の勤務時間が職員と同じ会計年度任用職員をフルタイム会計年度任用職員、職員より短い時間帯での会計年度任用職員をパートタイム会計年度任用職員と呼ぶということとなっております。

会計年度任用職員の任用は1会計年度内で定められるもので、翌会計年度も任用の必要があれば、人事評価等の上、再度の任用もしくは公募により新たに任用することというような形となるものでございます。

本事案につきましては、フルタイム会計年度任用職員、これは地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員となりますが、その職員につきましては、地方自治法の改正の趣旨に則りまして、給与に関して規定をするというのが本条例でございます。

一般職非常勤職員からフルタイム会計年度任用職員移行した際の主な変化といたしましては、地域手当が支給されるようになることや、定められた条件に該当する場合には期末手当であったり、退職手当が支給されるというようなところが主なところでございます。

それでは、1ページをお願いいたします。

第1条につきましては、本条例の趣旨を規定しております。

第2条ではフルタイム会計年度任用職員の給与及び各種手当でございます。それと、第3条でその支払いを規定したものでございます。

第4条では給料と、第4条の2項で職務の級を別表で定めること。

第5条におきましては、職務の級及び号給の基準、第6条で給料の支給方法を規定したものでございます。

2ページをお願いいたします。

第7条から第16条までは各種の手当を規定したものでございます。

第7条で地域手当、第8条は通勤手当、第9条、特殊勤務手当、第10条、時間外勤務手当、第11条では休日勤務手当でございます。3ページのほうに移りますけれども、第12条で夜間勤務手当、第13条、勤務1時間当たりの給与額の算出、第14条から第16条までが期末手当に関して規定したものととなっております。

第17条では各種手当の支給方法、第18条では給与の減額を、4ページのほうになりますけれども第19条で規則への委任を規定したものでございます。

附則、第1条に施行期日といたしまして、令和2年4月1日から施行することとしておりまして、附則の第2条に令和2年6月に支給する期末手当に関する特例措置について規定をしたものでございます。

5ページのほうには、別表で先ほどありました第4条第2項に規定する級別の分類に係る職種と基準となる職務を掲げております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。はい、温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） 単純な質問ですけど、地域手当というのは、どういう内容のもので  
すか。

ちょっと私、存じ上げていませんので、簡単に説明をお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、総務課長。

○総務課長（太田 達也君） こちらのほうは、一般職の職員の給与に関する条例のところに規定  
がございますけれども、そちらの第10条のほうに地域手当はということで、給料、管理職手当  
及び扶養手当の月額合計額に100分の6を乗じて得た額を月額として職員に支給するという  
内容のものでございます。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。いいですか。はい、ほかにございませんか。

はい、西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 支払い額は、どのぐらい変わってくるんですかね。

○議長（牧野 真紀子君） はい、総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。細かい額につきましては、これから規則以下のところでの規  
定によるという形になるわけがございますけれども、今のところ、平成31年度の予算組みのと  
ころのポストの数が、約150弱ぐらいの、今で言います臨時職員、一般職非常勤職員と呼ばれ  
る方たちが、そのまま会計年度の任用職員という形での同じ数で移行した場合につきましては、  
全体で1,000万円ぐらいの増額というような形に恐らくなっていくのかなというところで、  
今のところ計画、整理をしておるところでございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかにございませんか。

はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。今回のこの制度を導入することによっ  
て、今現在、雇用されている雇用形態、非常に複雑怪奇、要するに臨時職員であったり、嘱託職  
員であったり、さまざまな呼び名が言われているわけですが、結果として制度を導入することで、  
どういう雇用形態の方がどういうふうになるんだ、変わらない方、それぞれ制度が制定された  
後に確定すると思うんですが、その形を明確に御説明いただきたい。

この場で、口頭で聞いても我々はわかりませんので、いずれにしても次の委員会付託の予定に  
なっていますので、その折でもいいですから、まず明確に説明できるようにお願いをしたいと思います。

ざっくり説明できる範囲でいいですから、説明をこの場でお願いします。

それからもう1点。

その中で任期付職員っていう制度が数年前に導入されて今現在、運用されていると思うんですが、この方々の雇用形態は会計年度職員が導入されることによってどういうふうになるのか、その点を御説明ください。

○議長（牧野 真紀子君） はい、総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい、御説明をさせていただきます。

これまで特別職の非常勤職員というような形で呼ばれておった方が、こちらそのままの非常勤の特別職という形で残られる方と、一部の方が会計年度任用職員という形で雇用される方がいらっしゃるというところと、基本的に臨時職員と呼ばれる方が極々、産休育休の代替職員と呼ばれるような方々のみという形になりますので、その部分だけが臨時職員という形で残ることとなります。

その部分だけが臨時職員という形で残ることとなります。

それ以外の、今おっしゃいました臨時職員というような呼び名でしているところと、うちのほうでは一般職非常勤職員と呼ばれる方々のほぼほぼは会計年度任用職員という形に移行するということとなっていきます。

それと任期付きの職員のところでございますけれども、こちらのほうは会計年度任用職員が施行された場合につきましても特には影響がなく、任期付きという形で、任期付きの職員のところでございますけれども、こちらのほうは会計年度任用職員が施行された場合につきましても特には影響がなく、任期付きという形で進んでいくというところでございます。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいでしょうか。はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは、ここで質疑を打ち切り、第72号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 横大路委員長、よろしく願いいたします。

---

#### 日程第4. 第73号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第4、第73号議案、新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第73号議案、新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定について御説明をいたします。

提案理由といたしまして、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、新宮町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例を制定するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本議案につきましては、第72号議案におきまして御説明いたしました会計年度任用職員のうち、パートタイム会計年度任用職員、こちらのほうは地方公務員法のほうでは、第22条の2第1項第1号に掲げる職員となりますけれども、につきまして、地方自治法の改正の趣旨にのっとり、報酬期末手当及び費用弁償に関し規定するものでございます。

フルタイム会計年度任用職員では、給料と各種手当、旅費というような形で一般職と変わらないような支給の形をされるものが、パートタイム会計年度任用職員につきましては、報酬、期末手当と期末手当を除く各種手当相当分につきましては報酬という形で、通勤及び出張に係る費用弁償で支給されるというところが異なる点でございます。

1ページをお願いいたします。

第1条では、本条例の趣旨を規定しております。

第2条では、パートタイム会計年度任用職員の報酬を規定したものでございます。

第3条から第6条までは期末手当を除く各種手当相当分の報酬を規定したもので、第3条では特殊勤務報酬、2ページのほうになりますけれども、第4条では時間外勤務報酬、2ページのほうになりますけれども、第4条では時間外勤務報酬、第5条では休日勤務割増報酬、第6条、夜間勤務割増報酬という形での規定となっております。

第7条につきましては、こちらは期末手当を規定したものでございます。

3ページになります。

第8条では報酬の支給方法等、第9条では勤務1時間当たりの報酬額の算出、4ページになりますけれども、第10条で報酬の減額を規定したものととなっております。

第11条では通勤に係る費用の弁償、第12条で出張に係る費用の弁償を規定しておりまして、第13条が委任の規定でございます。

附則第1条に施行期日といたしまして、令和2年4月1日から施行することとしておりまして、附則第2条に令和2年6月に支給する期末手当に関する特例措置について規定をしたものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。このパートタイム会計年度職員についても期末手当の規定等があるんですが、パートタイムの職員の皆さんについては、社会保険の適用になってある方となっていない方がいらっしゃると思うんですが、結果として、この期末手当等についてはどんな勤務形態であれ適用になるということになるのでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。勤務形態によって期末手当が出る方、出ない方という方が発生するというふうに思っております。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） その基準について、ちょっと私も条例を読んでもよくわからないので、条例の中にあるんですか、それとも別表か何かで規定があるんですか。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 議案のほうの2ページの第7条が、期末手当に関する規定をしたものでございます。

この中で、冒頭のところにパートタイム会計年度任用職員ということで、任期の定めが6月以上かつ1週間当たりの通常の勤務時間が15時間30分以上のものに限るといふようなところで、期末手当の支給については、給与条例第21条の規定の例によってというような形でのちょっとここでの規定と給与条例のほうに、例によるというような形での規定がございますので、このあたりでの該当される方ということでのものとなると思っております。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいでしょうか。ほかに御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） はい。ここで質疑を打ち切り、第73号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 異議がないので、第73号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。

横大路委員長、よろしくお願ひいたします。

---

## 日程第5. 第74号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第5、第74号議案、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 第74号議案、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、職員の懲戒の手續及び効果に関する条例等の一部を改正するもので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

先ほどの来、会計年度任用職員というところでの議案でございます。

こちらのほうも、会計年度任用職員制度が創設されることに伴いまして、既存の7つの条例で所要の改正を行うというものでございます。

改正する条例と内容につきましては、1ページをお願いいたします。

第1条でございます。職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の第3条中に、記載のとおりので字句を加えるものでございます。

第2条では職員の分限に関する手續及び効果に関する条例第3条に第4項として、記載の1項を加えるものの改正でございます。

第3条では、新宮町一般職の職員の給与に関する条例第22条の4の見出しを含んで、同条第1項及び第2項中の字句を改め、また同条に第3項として記載のとおりので1項を加える改正でございます。

第4条でございます。第4条につきましては、新宮町職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の第9条中の見出しを含んで字句を改める。

また2ページのほうに入るんですけども、字句を加えるという改正を行うものでございます。

第5条では新宮町職員の育児休業等に関する条例第7条第2項及び第8条中に字句を加え、第17条第2項中の字句を削るという改正でございます。

第6条で公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第3号中の字句を削るものでございます。

第7条では、新宮町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条中に字句を加えるものでございます。

附則といたしましては、この条例は令和2年4月1日から施行することとしておるところでございます。

3ページ以降につきましては、参考資料として新旧対照表をつけておりますので、御参照ください。

説明は以上で終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ここで質疑を打ち切り、第74号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 異議がないので、第74号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。

横大路委員長、よろしく願いいたします。

---

### 日程第6. 第75号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第6、第75号議案、新宮町社会体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（西田 大輔君） 第75号議案、新宮町社会体育施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

理由といたしまして、町が管理する文化施設及び社会体育施設等の公共施設の維持管理において、急速な人口増加により、利用者並びに減免団体が増加したことや、受益者負担の原則に基づく施設使用料の適正化を図ることが生じたことによるものです。

3ページをお開きください。

今回、施設に係る経費を考慮した上で、使用料、光熱費とも見直しを行いました。

それと、周辺自治体の同様の施設の料金等も参考とし、使用料はそれぞれの施設に要した過去5年間の人件費、工事費、修繕料などの維持費をもとに、光熱費は見直しに着手した平成27年度実績をもとに算出いたしました。

また町内者、町外者の料金が見やすくなるよう表の改正も行っております。

個別の料金の読み上げは省略させていただきますが、それぞれの料金の詳細につきましては新旧対照表を御参照ください。

4ページをお願いいたします。

備考1号に、これまで口頭で説明していた1時間未満の時間は1時間とみなすという一文を追加、1号を2号に改め、新宮町相撲場の追加、2号を3号に、3号を4号に改め、4号にはこれもこれまで口頭で説明をしていた町内者の基準を明記し、追加しております。

2ページにお戻りください。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。この件は、いろいろ以前から検討なり、協議なりされていると思うんですが、ちょっとこのまま見てみますと、これは文化施設とかいう部分は載っていないんですが、そのところはどうかされるんですか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、社会教育課長。

○社会教育課長（西田 大輔君） はい、お答えいたします。文化施設のほうにつきましては、使用料金等とも検討いたしました。さほど大きく変わらないというふうな状況でございました。

実際、この社会体育のほうは、これまでの使用料関係、そこら辺も大きく現状と乖離しているようなところもございましたので、社会体育のほうを改正するという事で、そびあしんぐうをはじめとする文化施設に関しては現状のままに対応するという事で行っております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） そしたら、この部分でいろいろ団体というか、体育協会になるんですかね、わかりませんが、その中で協議した中でどのようにして、どういう経過でどのように整っていったのかと。

現状で100パーセント満足っていうことではないのかわかりませんが、そこら辺の経過ってものを御説明いただきたいんですけども。

○議長（牧野 真紀子君） はい、社会教育課長。

○社会教育課長（西田 大輔君） はい、御説明いたします。この件につきましては、平成22年度に一度、社会教育課と当時シーオーレ新宮のほうにいました健康福祉課のほうで協議した結果がございます。

そのときは、先に進まず頓挫と申しますか、話が終わっておりまして、改めて、平成27年度から社会教育課のほうで検討を開始いたしました。

2年間ほど社会教育課の中、係内協議というのを設けまして、そちらの中で、先ほどから申しておりますデータをもとに課内で検討しております。

29年に教育長のほうへ報告、教育長、副町長のほうへ報告。

29年の8月に政策調整会議を開いて、こういう方向性でいきたいということを町の中で確認をしております。

その年の9月の議会の議員連絡会で一度概要を説明した中で、その後、平成30年1月、29年度ですが、文化協会の団体への説明、同じく30年の7月に第2回の役員会への説明、それを

受けて31年の1月に町長協議を行いまして、1月21日に第1回目の文化協会、体育協会全体への理事さん、役員さんを集めました全体説明会を行っております。

それを受けまして、再び庁内のほうで協議をいたしまして、5月27日に第2回の全体説明会を行い、今年の6月3日の全員協議会のほうで報告させてもらって、本日、このように条例を上程している流れとなっております。

以上です。

団体のほうの意見といたしましては、やはりこれまで無料といいますか、減免の中で使用してきた中で、やはり文化振興、体育振興を阻害するものではないかという意見も当然出てまいりました。

その点につきましては、先ほどの条例上程の説明の中でお話ししましたとおり、受益者負担の原則をまず御理解いただくとともに、やはり町税を使いながら使っております文化施設、体育施設になりますので協力を求めたところです。

それ以外にもいろいろ使用料、使用時間に関する、今度は制限とか設けましたので、その点についてももう少し柔軟に対応できるよというふうな御意見もありましたので、その点につきましては対応するように課内のほうでも話して、今後、規則のほうでそこら辺を定めていくことになると思いますが、対応していく予定としております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 繰り返しになりますけども、文化施設、文化協会とか、いろんな部分については、現状どおりということよろしいですかね。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。社会教育課長。

○社会教育課長（西田 大輔君） すいません、申し訳ございません。

そびあしんぐう並びに文化施設のほうは、現在検討しているところでございます。

今後、町で調整中でございます。

利用料金は現状どおりです。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。

高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） ちょっと確認をさせてください。

減免に各団体いろんな団体がありますが、減免については、この内容の中では入っていないということですね。

それは別ということで、これはあくまでも一般的な料金として制定をいたしました。

減免については、例えば今さっきありました文化協会の話もありました。

それは別として、体育協会のほうの減免についても、これは別に定めていきますということで理解しとっていいですか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、社会教育課長。

○社会教育課長（西田 大輔君） はい、お答えいたします。この部分につきましては、規則等で制定していくこととなりますので、議案がとおりした後、教育委員会等で検討して作成していく予定にしております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいでしょうか。はい、ほかに。

西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） ちょっとお尋ねしたいんですけど、社会体育施設の直前のキャンセルとかが出たときのキャンセル料みたいなものってというのは、あるんですか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、社会教育課長。

○社会教育課長（西田 大輔君） はい、お答えいたします。社会体育関係のキャンセルというのは基本的に認めていなかったんですけども、直前のキャンセルというのがやはり最近、特に多くなっておりまして。

今後、文化協会等は今もうすでに実施しておりますが、キャンセルが見込めるときにはその1カ月前までの提出とか、そういうふうな部分のところも今、併せて検討しておりますので、その部分も併せて規則等ではっきりさせていきたいと思っております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいでしょうか。はい、ほかに。

はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。この議案の提出理由の中に、施設料の適正化を図る必要が生じた。

要は、今現在の料金に適正化が図れていないと、結果的につていうことになるんだらうと思うんですが、それと改正内容を見ると、あまりにもかけ離れてるように感じるんですね。というのは、例えば旧料金でいくと例えば町民体育館を1日8時間使ったとしたら、これでいくと1万6,000円。

ところがそれが、新料金でいくと1日800円で使えるようになるんですね。ですよ。

今の新しい改正料金で、全日全面使ったら800円。

ということは1万6,000円が800円になるということになるんですが、これは、今まであまりにもひどかった料金なのか、それとも今回特別に格安の値段を設定したのか、御説明ください。

○議長（牧野 真紀子君） はい、社会教育課長。

○社会教育課長（西田 大輔君） はい、お答えいたします。議案の1ページをごらんいただきたいのですが、全面800円というのはこれ1時間当たりの料金になります。

1番右上のほうに明記しておりますが、1時間当たりの料金となります。

改正前のこの料金1時間当たり2,000円というものですが、これかなり昔から、昭和47年というふうに書いてありますとおり、古くから設定しておりました料金で、なぜこの金額になったか、かなり資料等も社会教育課のほうでも調査いたしました。

前任の担当の者の方々にもお尋ねしたんですが、ちょっと明確になぜその当時、この料金が設定されたかというのがはっきりはいたしませんでした。

先ほどから申し上げておりますとおり、直近のデータ等で算出した場合、今回御提示させた金額で対応できるということになりましたので、このような改定にしております。

説明は以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） すいません。実は、新旧対照表を見て言ったんですね。

新旧対照表には1時間当たりってどこにも書いていないんですよ。

旧には1時間当たり2,000円って書いてあるんです。

改正後の料金は、全日全面800円って書いてあるわけです。

これ、丸1日使って800円のように見えません。

新旧対照表は、ここだけの表ならまだ訂正すれば済むことですが、言われたように条例自体には括弧をして枠外に1時間当たりということに記載されていますので、訂正は是非してください。

○議長（牧野 真紀子君） 社会教育課長。

○社会教育課長（西田 大輔君） はい、申し訳ございません。確かに、こちら時間あたりをつけておりませんでした。こちらのほうは訂正したいと思います。

ありがとうございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、よろしいでしょうか。はい、ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第75号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第75号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第7. 第76号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第7、第76号議案、新宮町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（西田 大輔君） 第76号議案、新宮町立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

理由といたしまして、町が管理する文化施設及び社会体育施設等の公共施設の維持管理において、急速な人口増加により利用者並びに減免団体が増加したことや、受益者負担の原則に基づく施設使用料の適正化を図る必要が生じたことによるものです。

3ページをお開きください。

学校施設も先ほど申しました75号議案と同様に、施設がかかる経費を考慮した上で、使用料、光熱費とも見直しを行いました。

それと、周辺自治体の同様の施設の料金等も参考とし、施設利用はそれぞれの施設に要した過去5年間の工事費、修繕料などの維持費をもとに、光熱費は見直しに着手した27年度実績をもとに算出いたしました。

また、町内者、町外者の料金が見やすくなるよう表の改正も行っております。

料金の個別の読み上げは省略させていただきますが、それぞれの料金の詳細につきましては新旧対照表を御参照ください。

4ページをお願いいたします。

改正前の備考1号は、字句を改め、2号は5号に改め、3号は削除。

4号は2号に改め、字句を改めております。

また、これまで口頭で説明していた町内者の基準を明記し、4号に追加しております。

2ページにお戻りください。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。 ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第76号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第76号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 8. 第 77 号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第 8、第 77 号議案、新宮町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。社会教育課長。

○社会教育課長（西田 大輔君） 第 77 号議案、新宮町社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

理由といたしまして、町が管理する文化施設及び社会体育施設等の公共施設の維持管理において、急速な人口増加により利用者並びに減免団体が増加したことに伴い、条例に定める施設の使用に関して見直しを生ずる必要が起きたためです。

2 ページをご覧ください。

改正前、新宮町町民体育館のほうで 8 月 13 日から 15 日まで休業日としておりましたが、グラウンドのほうはこの期間も貸し出しをしております。

また、昨年度から学校が 8 月 13 日から 15 日まで学校休業ということになった実情とあわせて、改正後は、この部分を削除するものとしております。

続きまして別表 2 のほうですが、改正前は平日は午後 6 時から 10 時まで。

土曜日、日曜日及び祝日は午前 8 時から 10 時までとしておりましたが、実際、夏場は学校のクラブ活動が 7 時過ぎまで行われておりますし、冬場も 6 時まで行われております。

また土曜、日曜、祝日も部活動等で利用されることが多いという実情に合わせ、改正後は、部活動終了後から午後 10 時まで。

ただし、部活動がない場合は午前 8 時から午後 10 時までと改正しているものでございます。

1 ページへお戻りください。

附則として、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものとしております。

説明は以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第 77 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 11 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第 77 号議案は原案のとおり可決されました。

---

## 日程第 9. 第 78 号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第9、第78号議案、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第78号議案、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

今回の条例改正の主な理由は、住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令が施行されることにより、住民票、マイナンバーカード等へ旧氏が併記できるようになったことに伴い、印鑑登録証明事務処理要領が改正されたこと及び証明書類への性自認に配慮した取り扱いを行うため、印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正するものです。

それでは、改正内容の説明をいたします。

3ページをお願いいたします。新旧対照表を用いて説明いたします。

第2条、印鑑の登録資格で、「本町の」を、「本町が備える」に改めます。

第4条、登録申請の確認で、「身分証明書」を、「これに類する書類」に改めます。

第6条、登録印鑑の制限で、登録できる印鑑に旧氏を加えるもので、記載のとおりに改めるものです。

第7条、4ページをお願いいたします。

印鑑登録原票で、印鑑登録原票に旧氏を加えるもので、記載のとおりに改めるものです。

第2項、「町長は前項第1号から第8号まで登録をした印鑑登録原票については、磁気ディスクをもって調製することができる」は、今回新たに加えるものです。

第9条の見出し、「印鑑登録証」を、「印鑑または印鑑登録証」に改める。

第11条、登録事項の変更で、「印鑑登録証を添えて」を削る。

第12条、登録廃止の申請は第1項中、「提示して」を「添えて」に改める。

第13条、印鑑登録の抹消は、旧氏に変更があった場合でも、印鑑登録されている印鑑が旧氏であった場合は抹消されるというもので、第1項第6号中、「氏または名」を「氏名、氏または名」に改めるものです。

第14条、印鑑登録の証明書の項目から性別を外すもので、性自認が生まれ持った性別と異なる場合への配慮とし、第2項中、第7条第3号から第6号までを第7条第1項第3号、第4号、第6号及び第8号に改めるものです。

戻りまして、2ページをお願いいたします。

附則といたしまして、この条例は令和元年11月5日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） ちょっと教えてください。表現の中に「表わしている」というところが、「わ」を抜いて今度はされるっていうふうに改めるっていうことになっている。

これを辞書で引いてみると、2つとも表現としてあるんですが、今回こういうふうにしたのは、どういう意味があつてされたのかなあとと思って、ちょっとお聞きします。

昔、子供っていうのを「供える」というのを「ども」という平仮名になったようなこともありましたので、ぜひその辺をちょっとお聞きしたいなと思っております。

どうぞよろしくお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） お答えいたします。今回、事務処理要領のほうに合わせて、うちの条例を改正させていただいたものです。

よろしいですかね。

○議長（牧野 真紀子君） もう一度、高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） 改正されていいんですよ、別にそれに対してどうのこののじゃなくて、意味としてはどういう意味があつて変えられたのかなあとということをお聞きしたいということなんです。

別にどうのこののっていうことはありません。

○議長（牧野 真紀子君） 住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） どちらも表現は間違つてはいないということなんですけど、うちの条例が改正前の「わ」を入れた表しているもので書いていたんですけど、今回は事務処理要領を改正されたことに伴いまして、これにあわせてうちの条例を改めたというところですよ。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい。ほかにございませんか。

はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。非常にわかりづらいんですけど、例えば婚姻によって姓が変わられた方が旧姓の印鑑登録をしたいといったときに可能ですよということになるわけですね。

そうすると、例えば手続上、印鑑登録をするときにはご自分の氏名、住民登録を含めて申請するわけですが、その場合、姓が違うわけですよ。ということになるんじゃないですか。

その登録する印鑑の姓とそれから住民票に記載の姓は違ってくるわけですよ。

そういう手続において、トラブルが考えられないかなど。

要するに個人を特定する上で、その方が例えば、旧姓を何らかの形で証明する必要性があるとか、手続上の瑕疵をなくすための方策というのは考えてあるんですか。

何があるかわかりませんが、私は。

○議長（牧野 真紀子君） はい、住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 今回の住民票の施行の改正というのが、住民票自体の、今現在の氏の前、結婚前の氏を住民票のほうにも併記できるようになったということで、併記ということです。

それで、それに伴って印鑑登録のほうにも旧姓が併記できるということで、今回このような改正に至ったということです。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） そうしますと、例えば限定的に認められる姓、氏ですね。ということになるのでしょうか。

例えば、通称名を使ってある方が仮にあるとする。そういう方々が、じゃあ自分もそうしたいと。例えば私は横大路ですけども、横大路が別の姓を何の根拠もなしに登録をするってということも、それは認められるんですか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 通称というのは日本人の方でしょうか。今回の法改正は日本人の方の旧姓を併記できるようになったということで改正しております。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） そしたら、認められる話と認められない事例という意味でお聞きしたいんですけど、認められるのはあくまでも婚姻による姓の改正、婚姻によって姓が変わったと、これは認められます。

それは私もわかるんですね。

ただ、認められない事例として、その他の私がさっき言った個人的な理由で別の姓で印鑑登録をしたいと、これは認められないわけでしょう。

その区別として考えられるのは、婚姻による姓の変更だけだと、認められるのはということになるのでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 住民票の氏名というのが戸籍とも連動したものですので、認められるものというのは基本的に婚姻によるものとか、養子とか養子縁組とかによって、氏の改正されたものということで、限定されてはくると思います。

○議長（牧野 真紀子君） 4回目、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 最後にします。基本的に窓口のトラブルを想定してお尋ねしとるんですね。

要するに実際に運用する段階で、これはできます、これはできませんというのが明確になっていないといかんと。

我々は条例上で、こういうことを想定した、こういう制度ですよという説明しか受けてませんので、実際に窓口で対応する方々が、その運用についてきちんとした認識がないと窓口でトラブルになるというようなこともあり得なくもない。

という意味での質問ですから、要はその制度の趣旨を明確に説明できるようにきちんと理解した上で運用していただきたいという意味の質問です。

以上です。答弁結構です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですね。はい、ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第78号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第78号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10. 第79号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第10、第79号議案、新宮町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） 第79号議案、新宮町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

理由といたしましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布されたことに伴うものでございます。

2ページをお願いいたします。新旧対照表で御説明いたします。

今回の改正は、幼児教育保育の無償化に伴うものでございまして、現行の子どものための教育、保育給付の支給要件に加えまして、認可外保育施設等を対象とした子育てのための施設等利用給付の支給要件が新たに創設されたことから、第1条中第19条第1項第2号の次に、並びに第30条の4第2号及び第3号を加えるものでございます。

1ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第79号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第79号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第11. 第80号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第11、第80号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。  
議案の説明を求めます。子育て支援課長。

○子育て支援課長（藤木 恵介君） 第80号議案、新宮町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

理由といたしましては、第79号議案と同様に、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布されたことに伴うものでございます。

2ページをお願いいたします。新旧対照表で御説明いたします。

これまで、特定教育・保育施設を利用するための市町村認定を支給認定としておりましたが、今回の法改正により、教育・保育給付認定に改められましたことから、第1条第3条、第4条及び第5条中の支給認定保護者を教育・保育給付認定保護者に改めるものでございます。

1ページにお戻りください。

附則といたしまして、この条例は令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第80号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第80号議案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第12. 第81号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第12、第81号議案、新宮町特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） 第81号議案、新宮町特定教育・保育施設の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、説明させていただきます。

提案理由としましては、先ほどの第79号議案、第80号議案と同じように、令和元年5月17日に子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が公布されたものによるものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1条につきましては、先ほどの第80号議案でもありましたように支給認定ってところが、教育・保育給付認定ということに名称が変わりましたので、それに伴う変更になっております。

第3条につきましては、利用者負担額を定めるものですが、無償化に伴いまして「零」ということでの規定をさせていただいております。

改正前の第4条については、負担額の徴収について定めたものがありましたけれども、無償化に伴い徴収業務がなくなりますので、その条文を削除しております。

第4条の入園料につきましては、先ほどの名称と同じ変更になります。

第5条についても、先ほど言いましたように名称の変更及び今後変更ということがございませんので、変更の部分を削除したものになっております。

改正前の第7条につきましては、中途の入園についての利用者負担について定めておったんですけれども、そちらも不要となりましたので削除しております。

改正前の8条につきましても、特例ということ定めておったんですけれども、災害などのときの減免にかかる措置ですけれども、ゼロということになりますので、そちらも不要ということで削除しております。

改正前の9条ですけれども、そちらも減免について定めておりましたが、不要となりましたので削除しております。

1ページに戻っていただきまして、この条例は、令和元年10月1日から施行することとしております。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第81号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第81号議案は原案のとおり可決されました。

### 日程第13. 第82号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第13、第82号議案、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第82号議案、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明をいたします。

理由といたしまして、災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部が改正されたことに伴い、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正するものでございます。

今回の災害弔慰金の支給等に関する法律の改正につきましては、災害援護資金の貸し付け等を受けられた方が置かれている状況等に鑑みまして、償還金の支払いの猶予、償還免除の対象範囲の拡大、償還免除の特例、それと市町村における合議制の機関の設置等について所要の改正がなされたものでございます。

それでは内容の説明をいたします。

1ページをお願いいたします。

第15条第3項につきましては、法改正により追加された項目及び条番号を整理いたしまして、以下のように定めたものでございます。

第16条は、規則への委任について定めておりましたが、こちらについては後ほどもう一度定めますので、一旦削らせていただきます。

その後、本則に次の2章を加えさせていただきます。

第5章といたしまして、法で設置に努めるようにとされておりました市町村における合議制の機関といたしまして、新宮町災害弔慰金等支給審査委員会を設置いたします。

これに関しまして、設置について第16条、組織について第17条、委員の任期につきまして第18条にそれぞれ規定をいたしました。

第6章に雑則といたしまして、先ほど削りました規則への委任をこちらで第19条として改めて規定いたしております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することといたしております。

なお参考といたしまして、2ページに新旧対照表をつけております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第82号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第82号議案は原案のとおり可決されました。

ただいまより、10時55分まで休憩いたします。

午前10時44分休憩

.....

午前10時55分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

-----

日程第14. 第83号議案

日程第15. 第84号議案

日程第16. 第85号議案

日程第17. 第86号議案

日程第18. 第87号議案

日程第19. 第88号議案

日程第20. 第89号議案

日程第21. 第90号議案

日程第22. 第91号議案

日程第23. 第92号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第14、第83号議案、平成30年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

この際、本件から日程第23、第92号議案までの10件は、平成30年度決算の認定となっておりますので一括上程し議題といたします。

それでは、第83号議案から第92号議案までの議案の説明を求めます。

政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） 第83号議案、平成30年度新宮町渡船事業特別会計歳入歳出決算認定についてから、第92号議案、平成30年度新宮町一般会計歳入歳出決算認定についての説明をいたします。

7つの特別会計、水道事業会計及び公共下水道事業会計並びに一般会計につきまして、地方自治法第233条第3項、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて、議会認定に付すものでございます。

それでは、平成30年度新宮町決算と表題がついています一覧表で御説明をさせていただきます

す。

第83号議案、平成30年度新宮町渡船事業特別会計から、第92号議案、平成30年度新宮町一般会計まで、各会計の決算収支は記載のとおりでございます。

第89号議案の平成30年度新宮町水道事業会計及び第90号議案の平成30年度新宮町公共下水道事業会計を除きます7つの特別会計の合計としまして、歳入は29億6,765万3,732円、歳出は29億3,172万5,251円、差し引き3,592万8,481円となっております。

翌年度へ繰り越すべき財源はなく、7つの特別会計の実質収支の合計も3,592万8,481円となっております。

第89号議案、平成30年度新宮町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、収益的収入8億1,033万7,351円、収益的支出6億6,380万9,692円。

差し引き1億4,652万7,659円となり、これから消費税分を除いた1億3,582万2,080円が当年度純利益となっております。

資本的収入1億2,026万円400円、資本的支出3億2,073万7,478円。

差し引きマイナス2億47万7,078円となっております。

なお、収支不足額につきましては、当年度、消費税資本的に支出調整額567万7,929円。過年度損益勘定留保資金1億9,479万9,149円で補てんを行っております。

第90号議案、平成30年度新宮町公共下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定につきましては、収益的収入9億5,069万5,748円、収益的支出8億7,684万6,233円。

差し引き7,384万9,515円となり、これから消費税分を除いた3,955万9,564円が当年度の純利益となっております。

資本的収入5億6,711万2,440円、資本的支出7億3,984万8,950円、差し引きマイナス1億7,273万6,510円となっております。

なお、収支不足額につきましては、同年度消費税資本的支出、調整額3,068万8,712円。

引継ぎ現金5,696万円、当年度損益勘定留保資金8,508万7,798円で補てんを行っております。

続きまして、第92号議案、平成30年度一般会計歳入歳出決算認定につきましては、歳入152億1,980万7,591円、歳出147億4,534万3,324円。

差し引き4億7,446万4,267円。

継続費逡次繰越額283万円。

繰越明許費繰越額8,951万5,000円、実質収支額3億8,211万9,267円となっております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） ここで決算に対する監査委員の監査意見を願います。

吉田代表監査委員。

○代表監査委員（吉田 雅文君） 令和元年8月22日に新宮町長へ提出いたしました平成30年度新宮町決算審査意見書について、御説明いたします。

この審査意見書は、地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき、平成30年度新宮町一般会計、特別会計の歳入歳出決算及び新宮町公営企業会計剰余金の処分及び決算につきまして、7月と8月の6日間の日程で高木委員とで審査を実施いたしました。

その結果を意見書としてまとめたものであります。

審査は、意見書1ページ、3の審査方針に基づきまして、関係各課、局長とから説明を受け、質疑の上、審査いたしました。

審査検証した結果につきましては、まず2ページの総括前段で記述しておりますとおり、例月出納検査の集計と合致し、決算計数は正確であることを確認いたしております。

次の第2段落、第3段落では、政策経営課長の説明とも重複しますが、一般会計及び特別会計等の歳入歳出全般について記載しております。

そして次の段落以下では、一般会計、特別会計及び公営企業会計すべての歳入歳出の事項ごとに予算執行状況、また事業の経営が適正かつ効率的に運営、実施されているかについて検証を行いました。

そして、今後検討・改善を必要とする事項を審査意見として述べております。

次に3ページ以降におきましては、各会計ごとの歳入歳出について、項目ごとに分析を行い、意見を述べております。

以上、簡単ではございますが、決算意見書について説明申し上げます。

よろしく願います。

○議長（牧野 真紀子君） ありがとうございます。

ここで監査意見に対する質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終わります。

お諮りいたします。第83号議案から第92号議案までの10議案については、議長及び高木監査委員を除く議員10名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 御異議なしと認め、決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査

することに決定いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

なお、休憩中に決算特別委員会の正副委員長の選出方をお願いいたします。

なお、休憩中に、決算特別委員会の正副委員長の選出方をお願いいたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時11分再開

○議長（牧野 真紀子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、休憩中に正副委員長を選出していただきました結果、委員長は西健太郎議員、副委員長は末吉富美徳議員に決まりましたので御報告いたします。

なお、委員長におかれましては、9月5日、6日、9日の3日間、決算特別委員会にて審査をお願いしますとともに、本会期最終日に審査結果の報告をお願いいたします。

---

#### 日程第24第93号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第24、第93号議案、令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） 第93号議案、令和元年度新宮町渡船事業特別会計補正予算について、説明いたします。

歳出から説明をいたします。10ページ、11ページをお願いします。

1款1項1目事務費、3節職員手当ですが、ここ数年、相島への観光客が増加しているのですが、今年5月のゴールデンウィークが土・日を含み、10日間と長かったことから、特に多くの観光客がみえられて臨時便が増えたことや、多客対応として当時職員が期間中に整理誘導にあたったこと、また渡船料金の消費税率変更作業による超勤もあったことから57万1,000円、時間外勤務手当を増額するものです。

次に8ページ、9ページ、歳入を説明いたします。

5款1項1目繰越金、57万1,000円の増につきましては、収支調整となります。

以上で説明終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第93号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第93号議案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第25. 第94号議案**

○議長（牧野 真紀子君） 日程第25、第94号議案、令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第94号議案、令和元年度新宮町国民健康保険特別会計補正予算について、御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ468万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億397万4,000円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。10、11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費につきましては、3節職員手当等49万1,000円を計上しております。時間外勤務手当を増額するものです。

同じく13節委託料、国保事務電算委託料1万7,000円を計上しております。

国保総合システム外字ソフトの保守料の増額です。

特定財源といたしまして、5款1項1目繰入金、2目職員給与費等繰入金を充てるものでございます。

2款1項2目19節負担金補助及び交付金、210万6,000円計上しております。

退職被保険者等療養給付費負担金の増で、当初計上しておりました予算額より、今年度中の支払い見込み額が不足するためでございます。

特定財源といたしまして、4款1項1目1節普通交付金を充てるものでございます。

2款2項2目19節負担金補助及び交付金、100万9,000円を計上しております。

退職被保険者等高額療養費負担金の増で、当初計上しておりました予算額より、今年度中の支払い見込み額が不足するためでございます。

特定財源といたしまして、4款1項1目1節普通交付金を充てるものでございます。

6款1項1目23節償還金利子及び割引料106万円を計上しております。

6月の課税通知後、遡及して社会保険に加入されたり、住民税の申告をされたことなどにより、国民健康保険税が減額更正となり、当初の見込み以上の還付金が発生したためでございます。

次に、歳入について御説明いたします。8、9ページをお願いします。

特定財源につきましては、説明を省略させていただきます。

6 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金で収支調整しております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第 9 4 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 1 1 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第 9 4 号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 2 6 . 第 9 5 号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第 2 6、第 9 5 号議案、令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。住民課長。

○住民課長（大原 稲子君） 第 9 5 号議案、令和元年度新宮町後期高齢者医療特別会計補正予算について、御説明いたします。

1 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7 4 万 8, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 3, 6 2 5 万円とするものでございます。

歳出のほうから説明いたします。1 0、1 1 ページをお願いします。

1 款 1 項 1 目一般管理費、3 節職員手当等 7 4 万 8, 0 0 0 円を計上しております。

時間外勤務手当を増額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。8、9 ページをお願いします。

4 款 1 項 1 目 1 節繰越金、前年度繰越金で収支調整しております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第 9 5 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 1 1 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第 9 5 号議案は原案のとおり可決されました。

日程第27. 第96号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第27、第96号議案、令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） 第96号議案、令和元年度新宮町相島診療所事業特別会計補正予算について、御説明いたします。

1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,995万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。10、11ページをお願いいたします。

1款1項1目一般管理費のうち3節職員手当等と7節賃金につきましては、今後の時間外勤務の見込み調査等を行い、その結果を踏まえて職員手当等は10万8,000円、賃金は3万9,000円を増額するものでございます。

同じく一般管理費、13節委託料の看護師派遣委託料につきましては、こちらは看護師が休暇等で不在になる日数が当初の見込みより多くなることがわかりましたので、不足する36万4,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。戻りまして8ページ、9ページをお願いいたします。

4款1項1目繰越金、こちらは収支調整のため、51万1,000円を増額するものでございます。

説明は以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） お尋ねします。当初予算で9万2,000円ということで、頭出しみたいな感じであったんだろうと思いますが、もう一度、看護師派遣委託料の中身と申しますか、どういうことでこういうふうになったか、その当時、3月の時点で聞いてったと思いますが、再度ちょっと御説明をお願いしたいと思っております。

○議長（牧野 真紀子君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい。当初は前年度の看護師さんの休暇の日数でありますとか、替わりに来てくださっている看護師さんの状況等を鑑みまして、実績どおりで上げさせていただいていたんですけれども、本年度をもちまして現在勤務している看護師が定年を迎えるというこ

ともございまして、休暇につきましては、御本人の希望を聞きつつ、取っていただきたいということと、それと今までは臨時職員として看護師さんを募集してなかなか見つからなかったので、今年度は原外科医院さんのほうに看護師さんの派遣の委託の契約をさせていただきましたことによつて、休暇が非常にとりやすくなったということで、当初予定しておりました休暇につきましては、大体予定といたしましては9月ぐらいまで計画的にとつていただいて、今後、3月までのぐらいのお休みがとれるかっていうことを診療所の先生と看護師さんと交えて話し合いをいたしまして、このぐらいあれば足りるだろうというところの日数を出しまして、今回計上させていただいたということでございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） はい、ありがとうございます。ちなみに、看護師さんの1日当たりの契約金額っていいですか、おいくらでございましょうか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、健康福祉課長。

○健康福祉課長（山口 望美君） すいません。ちょっと今、手元に資料を持っていないのですが、原外科医院さんのほうにお願いしている金額といたしましては、看護師さんの一日の金額としては1万円相当と、それと事務費を加算してお支払いをさせていただいている状況でございます。

正しい金額につきましては、後ほど報告させていただきます。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいでしょうか。はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは、質疑を終了し討論を省略し、採決を行います。

第96号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第96号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第28. 第97号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第28、第97号議案、令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） 第97号議案、令和元年度新宮町簡易水道事業特別会計補正予算について、御説明いたします。

1ページ目をお願いいたします。

歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,122万6,

000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,907万6,000円とするものでございます。

4ページ目をお願いいたします。

第2表、地方債補正、簡易水道事業債の限度額を970万円増額し、2,030万円とするものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。

1款1項1目事業費の2,122万6,000円の増は、相島地区の渇水対策として、これまで海水淡水化装置を水資源機構から借用しておりましたが、新たに町で海水淡水化装置を購入し、安心安全な水の供給を行うためのものです。

11節需用費の142万6,000円の増は、光熱水費として海水淡水化装置の電気代を計上したものでございます。

次に、15節工事請負費の610万円は、海水淡水化装置の設置費や配管費及び海水を取水するための取水場を設ける費用となっております。

16節の原材料費50万円は、設置します海水淡水化装置を風雨から防護するための材料費等を購入する予定としております。

最後に、18節備品購入費1,320万円は、海水淡水化装置4台の購入費として計上しております。

特定財源としまして、簡易水道事業債970万円を充当しております。

次に、歳入について御説明いたします。8ページ、9ページ目をお願いいたします。

5款1項1目1節繰越金は、前年度繰越金確定に伴う150万3,000円の増。

7款1項1目1節の簡易水道事業債は、海水淡水化装置導入に伴うもので970万円の増。

4款1項1目1節の一般会計繰入金1,002万3,000円の増で、収支調整をしております。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） はい、お尋ねします。今回、導入予定の海水淡水化装置の年間のランニングコストについてお尋ねしたいんですが、どういう処理システムを導入されているかわかりませんが、基本的に光熱水費、それから以前は浸透膜ろ過装置、その他パーツとして消耗部品があったと思うんですが、その辺の年間のコストについて試算状況をお答えください。

○議長（牧野 真紀子君） 上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） はい、お答えいたします。今の段階では、電力費という形の中での予算計上とさせていただいておりまして、それにつきまして、先ほど御説明しましたよ

うに電力費の半年間142万6,000円という形になっております。

あとは半年間分につきましては、今後の維持管理についてでございますが、それについては現在、簡易水道事業のほうで委託管理しております委託業者のほうに、日々の点検を行っていきたいというふうに考えております。

特段、予算計上としては、今回の部分で半年間は補っていくような形になるかと思えます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） いや、私がお尋ねするのは、通年使用したときに発生する消耗品、それから電気代を含めてランニングコストがどれぐらいかかるんですかというお尋ねをしているので、今現在の残り半年の分という意味ではなくて、一般的な試算の段階で1年間どれぐらいかかるんですかっていう質問です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） はい、お答えいたします。今のところ、膜の交換等につきましては、今の新たに設置した膜の中で計上できますので、特段ほかにランニングコストということで、今後2年間ぐらいの使用になってくるかと思えますけど、特段大きな維持管理費、ランニングコストっていうのは、電気代、あとはここに運転していった場合に部品が故障ということも考えられますけど、今は新品を導入する予定にしておりますので、そこまでの計上は今のところ考えておりません。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 何回も同じ質問しますけど、年間にかかるランニングコストは幾ら試算してるんですかっていう質問なんですよ。

要するにじゃあ消耗品は一切要らないんですか、電気代だけ。それ以外にかかる消耗品代っていうのはないんですか。

通年稼働させた場合に。

○議長（牧野 真紀子君） 上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） はい。今のところ大きく消耗品っていうのは出てまいりませんので、今までのような施設を借用していた場合とは違いますので、先ほど説明しました15節の工事の取水場を設けたりするような形の予算計上をしておりますので、今回のところ大きく維持管理での消耗品等は出てこないというふうに考えております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい。4回目、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 最後にします。そのような説明からいくと、電気代以外はかからないということなんで、今後一切予算が出てても認めません。

○議長（牧野 真紀子君） 上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） はい。先ほど言いましたように、管理費の中で、膜の交換等が大きく発生してくる部分があるかと思えますけど、膜の交換については先ほど言いましたように新品を入れておりますので、特段今の段階で管理費あたりの消耗品費が出てくる予定にはなっておりません。以上です。

すいません。膜の交換というのも現在も膜は使用している状況ですけど、膜自体に逆浸透膜っていう専門的な用語になってしまうんですけど、使ってくるものですから、その除去物を先に砂ろ過装置というものを入れますので、膜については大きく修繕費がかからないという形の試算をさせていただいておりますので、大きくは電力費、電気代が計上になってくるかというふうに考えております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、いいですか。

まだちょっと回答もらってないですね。

はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） もう最後にしますが、寺浦浄水場のときに、逆浸透膜ろ過装置の消耗品代が莫大にかかるということで、結局、設備そのものはもう廃棄したわけですね、結果的に。

そういう規模の違いはあれ、同じようなシステムの機器を導入するわけでしょ。

逆浸透膜装置と同じもんでしょ。

だから、結局、消耗品が将来的に発生する可能性はあると、私はその説明の中、要するに設備説明を受けたときにあるんじゃないかなと思ってたので質問をしよるわけですが、実際にその担当課長が必要がないということであれば、今後一切必要ないという理解をしていいわけでしょ。

○議長（牧野 真紀子君） はい、上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） はい、お答えいたします。

申しわけございません。

将来的にわたってっていうお話になりますと、膜の交換っていうのは発生してくる可能性がございます。

ただ、言いましたようにここ1、2年で膜の交換というのは今の現在はちょっと予定してないといった形でございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい、上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） すいません。補足でまた説明させていただきます。

前回の時には、単年、単年で海水淡水化装置を使用していたわけでございます。

その際に、維持管理ということで機械の点検等を業者の方が持ち帰ってやっておりましたので、今の段階では申し上げて膜の修繕等は出てこないだろうと思えますけど、機械でございますのでひょっとするとまた膜の交換が出る可能性も、絶対なきにしもあらずだと思いますので、その際は修繕費の計上が出てくる可能性がございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） いいですかね。はい、ほかに。

はい、松井議員。

○議員（11番 松井 和行君） 一応、2年を目処ってというような形でお聞きしたんですけど、

この新しく購入される機械の耐用年数はちなみにどのくらいかをお伺いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） はい、お答えいたします。装置自体というのは、ポンプ関係、機械等もでございますので、約10年ぐらいということでお聞きしております。

あと、膜等については使用頻度によっても違いが出てくるかと思えます。

一応、機械としては耐用、大体約10年ぐらいということでお聞きしております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。

北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。今、膜の話が出ましたけども、膜を交換すれば大体どれぐらいのコストがかかるっていうのは、やっぱり答弁してもらわないといかんと思うんですね。

それと、この淡水化装置の能力とか、具体的に本会議で答えてほしいというふうに思っています。

そして、これは常設で風雨から防護するということがあがっていますが、使用頻度としてはどのような形で使われるのか、その点をお尋ねします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） はい、お答えいたします。今、ちょっと膜の1本当たりの費用というのは、ちょっと持ち合わせておりませんので、また改めて御回答させていただきたいと思えます。

使用についてなんですけど、こちらのほう1台あたりが1時間当たり0.36トンということで、4台使うことによって24時間運転をかけますので、1日当たり34トンの水をつくること

ができます。

今の段階では、第1貯水池が満水状態という形になっておりますので、ただ、今後の天候次第で大きく、また渇水になる恐れもございますので、設置等が終わり次第、海水淡水化装置は稼働させて、先ほど言いました4台フルに運転すれば1日当たり34トンという水ができるものですからそういった形、ただ、昨今の天気のように今、第2貯水池もいづらか水がたまった状態になっております。

ただ、防水機能がとれていない第2貯水池でございますので、先にそれを水利用させながらということもございますが、設置次第、海水淡水化装置は稼働させて、状況の運転をやっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 設置すればそのような形で運転をしていくということでしょうけど、今後将来的にわたってどういう状況になったときにこれを運転させるのか、その点の計画はないんですか。

○議長（牧野 真紀子君） 上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） はい、お答えいたします。今の第1貯水池だけでは年間、貯水量が5,000トンしか貯まらないということになりますので、約3カ月しか水がもたない状況になっております。

天候次第によってということでは先ほど申し上げましたように、できれば24時間運転をやっていきたいんですけど、第1貯水池並びに第2の貯水状況に応じた中で、海淡装置の運転をやっていきたいと。

どうしても第1のほうが減り始めてくれば、運転っていうのはもちろんかけていかないといけないし、長期間に及ぶという恐れもありますので、そこは勘案しながらの運転になってくるかと思えます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは、質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第97号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第97号議案は原案のとおり可決されました。

○議長（牧野 真紀子君） 先ほど第96号議案の相島診療所特別会計において、高木議員の答弁について答えがありますので、健康福祉課長よりお願いいたします。

○健康福祉課長（山口 望美君） はい、先ほど御質問にありました看護師さんの委託料についてですが、1日当たり看護師さんそのものの委託料は1万2,000円、それに交通費と事務費を足しまして、1日当たり1万8,200円をお願いいたしております。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい。

---

### 日程第29. 第98号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第29、第98号議案令和元年度新宮町水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） 第98号議案、令和元年度新宮町水道事業会計補正予算について、御説明いたします。

1ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、令和元年度水道事業会計予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

支出、第1款水道事業費用、補正予算額94万2,000円を増額し、合計の6億9,967万4,000円とするものでございます。

債務負担行為第3条、予算第5条に定めた債務負担行為の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の補正は、消費税率引き上げに伴うもので、事項、期間、限度額については記載のとおりでございます。

4ページ、5ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、支出の説明をいたします。

1款1項3目総係費の94万2,000円の増は、職員の休暇に伴う代替業務に従事するための臨時職員賃金80万4,000円の増及び社会保険料等13万8,000円の増、合計94万2,000円を補正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第98号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

[挙手する者11名、挙手しない者0名]

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第98号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第30. 第99号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第30、第99号議案、令和元年度新宮町公共下水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） 第99号議案、令和元年度新宮町公共下水道事業会計補正予算について、御説明いたします。

1 ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、第2条、令和元年度公共下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入、第1款下水道事業収益、補正予算額83万4,000円を減額し、合計の9億6,172万1,000円とするものでございます。

支出、第1款下水道事業費用、補正予算額34万3,000円を増額し、合計の9億507万9,000円とするものでございます。

次に、債務負担行為です。

第3条、予算第6条に定めた債務負担行為の予定額を次のとおり補正するものでございます。

今回の補正は、地方消費税率引き上げに伴うもので、事項、期間、限度額については記載のとおりでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第4条、予算第10条に定めた経費の金額を次のとおり補正するものです。

職員給与費、補正予算額30万8,000円を増額し、合計の5,384万9,000円とするものでございます。

6 ページ目、7 ページ目をお願いいたします。

収益的収入及び支出、先に支出の説明をいたします。

1 款 1 項 2 目新宮処理区管理費の旅費3万5,000円の増は、新宮ポンプ場の電気設備改築更新工事での機器設備の工場検査立会のための特別旅費となっております。

次に、4 目の総係費の30万8,000円の増は、職員の転居に伴う通勤手当と住居手当の増額です。

4 ページ目に給与費明細書を添付しておりますので御参照ください。

次に、収入の説明をいたします。

1 款 2 項 3 目消費税及び地方消費税還付金の 8 3 万 4, 0 0 0 円の減は、平成 3 0 年度公共下水道事業会計の決算確定に伴い、平成 3 0 年度消費税及び地方消費税額が確定したため、還付金が減額となったものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

第 9 9 号議案、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者 1 1 名、挙手しない者 0 名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、第 9 9 号議案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第 3 1. 第 1 0 0 号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第 3 1、第 1 0 0 号議案、令和元年度新宮町一般会計補正予算についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） 第 1 0 0 号議案、令和元年度新宮町一般会計補正予算について、説明いたします。

1 ページをお願いします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1, 6 2 9 万 5, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 2 8 億 6, 1 5 8 万円とするものでございます。

第 2 条地方債の補正につきましては、5 ページをお願いします。

第 2 表地方債補正は、変更としまして 2 事業を計上しております。

簡易水道事業施設整備事業につきましては、簡易水道事業特別会計において海水淡水化施設を整備することに伴う増額で、臨時財政対策債につきましては、額が確定したため増額するものです。

限度額、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりでございます。

それでは、歳出予算の説明をいたします。

款を追いながら説明の前に、人件費にかかわるものの説明をいたします。

職員の時間外手当の増額、利用状況等の変更に伴う関連手当の増額を行っております。

1 6、1 7 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目一般管理費、5 節災害補償費、8 6 7 万 9, 0 0 0 円は、公務災害が認定された

臨時職員の傷害の程度が確定したため、傷害補償等を行うためのものです。

特定財源といたしまして、20款4項3目1節非常勤職員公務災害補償保険金867万8,000円を充当しております。

5目財産管理費、15節町有地整備工事費56万1,000円は、町有地内にある現在使用されていないプロパン庫及び周辺等を撤去するものでございます。

7目電算管理費、15節電算施設改修工事費11万8,000円は、10月から2階第3会議室をマイナンバーカード発行業務に使用するため、LAN配線工事を行うものでございます。

12目コミュニティバス管理費、11節印刷製本費13万7,000円は、渡船時刻の改正に伴い一部マリックスの時刻表に変更が出るために新たに印刷をするものでございます。

2項1目税務総務費、11節消耗品費4万6,000円は、バックアップ用のRDXデータカートリッジが故障したために買い換えるものでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費では、本年6月に決定したマイナンバーカードの普及とマイナンバーカードの利用の利活用の促進に関する方針に基づき、マイナンバーカードの普及や利活用の促進を図るため、臨時窓口や申請交付に伴う費用及び普及促進のチラシ等の費用、389万9,000円を計上しております。

特定財源としまして、14款2項1目1節社会保障・税番号システム整備費助成金、382万2,000円を充当しています。

18、19ページをお願いします。

3款1項1目社会福祉総務費、28節国民健康保険特別会計繰出金は、一般会計から当該特別会計へ繰り出すものですが、50万8,000円の増額となっています。

特定財源につきましては、15款2項2目9節地域自殺対策強化交付金1万円を、心の健康づくり講演会の講師謝礼、3項2目3節遺家族等援護事務委託金1万円を旅費に充当するものでございます。

2項1目児童福祉総務費は、10月から幼児教育保育の無償化に対応するための保育所等にかかる事務費、経費、123万6,000円を計上しております。

特定財源といたしまして、15款2項2目4節子ども・子育て支援事業補助金、123万4,000円を充当しております。

4款1項1目保健衛生総務費、28節簡易水道事業特別会計繰出金は一般会計から当該特別会計へ繰り出すものですが、1,002万3,000円の増額となっております。

特定財源としまして、21款1項1目1節簡易水道施設整備事業債、960万円を充当しています。

20、21ページをお願いします。

4款1項2目予防費、19節麻しん予防接種費用助成金45万円は、対象の児童福祉施設等に接種者の確認をいたしましたところ、接種予定者が増えたために増額するものです。

特定財源としまして、15款2項3目2節麻しん予防接種助成費補助金22万5,000円を充当しています。

5目環境総務費は、特定財源としまして15款2項5目3節荒廃森林再生事業交付金1,880万5,000円のうち、50万4,000円を賃金に充当することに伴う財源更正です。

6目環境衛生費、14節船舶借上料7万円は、相島の飼い主のいない猫のあり方について、相島区と協議を行う必要が出てまいりましたので、協議時の帰りの船舶借り上げ料を計上しています。

特定財源につきましては、15款2項5目3節荒廃森林再生事業交付金1,880万5,000円のうち、201万5,000円を人件費に充当するものです。

2項2目塵芥処理費は、粗大ごみの処理が増えたため、11節印刷製本費及び13節粗大ごみ処理シール販売委託料を増額するものです。

3目し尿処理費、15節施設整備工事費は、的野し尿処理中継層の敷地内の樹木が茂り、運搬車両が敷地内で転回することに支障が出るようになったため、樹木の伐採等を行うものです。

6款2項1目林業総務費、13節の荒廃森林整備事業調査業務委託料206万円は、施業範囲を確定するための徒査調査や森林測量を追加するため、15節荒廃森林整備工事費1,422万7,000円は、間伐した木材の搬出に係る業務を追加するために増額するものでございます。

特定財源としまして、15款2項5目3節荒廃森林再生事業交付金1,880万5,000円のうち1,628万6,000円を充当しております。

3項3目漁港管理費、11節修繕料38万2,000円は、相島漁港の標識等の修繕及び今後緊急に修理する必要があるときに対応するためのものでございます。

22、23ページをお願いします。

4目飛砂対策費、15節飛砂対策工事費233万2,000円は、湊川導流堤の裏に砂が溜まり、土砂を移動するために必要が生じたための押し土工事でございます。

7款1項3目観光費、19節まつり新宮運営助成金は年々来場者が多くなり、警備員や会場設備の増加にあわせ、警備費や会場設営費の高騰などにより、例年規模のまつり新宮の開催が厳しくなったことから、助成金の増額の要望があったために50万円の増額をするものです。

8款1項1目土木総務費、図面作成ソフトの導入方法をソフトの使用から購入に変更することに伴い、14節図面作成ソフト使用料28万3,000円を減額し、18節事務用備品購入費136万円を計上するものでございます。

2項5目駐輪対策費、11節印刷製本費2万6,000円は、放置自転車警告シールの残がな

くなったために増刷するものです。

4項2目公園費は、12節役務費から24、25ページの17節水道利用加入金まで（仮称）ふれあいの丘公園交流施設建設にかかわる経費、12節、13節、17節に924万3,000円を計上しております。

9款1項2目非常備消防費、8節消防団員退職者報償金21万1,000円は、退職団員が確定したために増額するもので、特定財源としまして、20款4項3目1節消防団員退職報償金21万1,000円を充当しております。

3目消防施設費、12節自動車損害保険料4万3,000円は、車両の入れ替えにより不足するための増額でございます。

4目防災費、11節消耗品費50万円は、10月27日に予定しております防災訓練に係る費用を計上するものです。

10款1項2目事務局費、県から委託を受け、学校安全総合支援事業に係る経費34万4,000円を計上するものです。

また11節光熱水費148万円は、新宮東中学校建築時の水道料金の支払いが漏れていたために今回計上するものです。

特定財源としまして、15款3項4目1節学校安全総合支援事業委託金42万4,000円を充当するものです。

26、27ページをお願いします。

2項2目立花小学校管理費、15節施設整備工事1,416万4,000円は、児童の通学時の安全のため立花小学校入り口の改修を行い、歩行者用の通路を整備するものです。

6目相島小学校管理費、13節施設整備工事設計委託料319万円は、相島小学校のトイレを湿式から乾式にするためのトイレ改修工事の設計を委託するものです。

10目新宮北小学校管理費、11節修繕料30万円は、今年度、太陽光パネルのバッテリーや給食室の真空冷却等の額が大きな修繕をしたために、今後の修理に対応するために増額するものです。

3項2目中学校管理費、19節部活動補助金129万7,000円は、男子バレー部がビーチバレーアンダー14全国大会、また男子ソフトテニス部が全国大会に出場するために増額するものです。

5項1目幼稚園総務費、10月から幼児教育保育の無償化に対応するため、幼稚園にかかる事務経費244万8,000円及び平成30年度分返還のための福岡県子どものための教育・保育給付費補助金返還金11万5,000円を計上するものです。

特定財源としまして、15款2項8目2節子ども・子育て支援事業費補助金265万3,000

0円を充当しています。

28、29ページをお願いします。

4目新宮東幼稚園費、11節修繕料13万3,000円は、屋外放送設備修繕のためのものです。

6項4目新宮町研修所管理費15節研修施設整備工事費2,996万4,000円は、新宮中学校グラウンド横の駐車場のトイレ改修をするためです。

7目図書館費は、読み聞かせボランティア講座の講師派遣料を8節講師等謝礼に組み替えるものです。

10目そびあしんぐう管理費は、トイレ等に使用している雑用水の加圧ポンプ更新等の工事に伴い、新たに水道の給水手数料及び水道利用加入金が必要となるもので、なお、更新等の工事費については、現予算内で対応します。

7項3目体育施設費、11節修繕料100万円は、緑ヶ浜テニスコートナイター照明の球換え及び今後の修繕に対応するためです。

30、31ページをお願いします。

13款3項5目森林環境譲与税基金費は、今年度交付される森林環境譲与税を全額基金に積み立てるものです。

次に、歳入について説明いたします。

歳出時の説明に、特定財源の説明をしたものは除かせていただきます。

10、11ページをお願いします。

環境性能割は、平成31年度の税制改正において、消費税税率10パーセントの引き上げによる消費の反動減対策として、自動車取得税の廃止をし、新たに導入されることとなった制度で、軽自動車税に係るものについて、1款3項軽自動車税に新たな目を設けた環境性能割を計上しております。

また、自動車税に係るものについては、最後に新たに22款を設け環境性能割交付金を計上しております。

10款1項1目1節普通交付税は、額が確定し減額しております。

12、13ページをお願いします。

16款2項2目1節物品売払収入159万9,000円は、給食用の保温カート等を処分したことに伴う収入でございます。

19款1項1目1節前年度繰越金で、収支調整しております。

14、15ページをお願いします。

21款1項6目1節臨時財政対策債は、地方債の補正で説明いたしましたが、額が確定し増額

しております。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） ここで13時10分まで休憩いたします。

午後0時6分休憩

.....

午後1時10分再開

○議長（牧野 真紀子君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思えます。

質疑の前に、先ほどの第97号議案に対しまして、担当課より回答が出ておりますのでお願いしたいと思います。

上下水道課長。

○上下水道課長（本田 陽一郎君） はい、お答えいたします。

先ほどの第97号議案の中で、逆浸透膜の1本当たりの値段ということで調査しましたところ、1本当たり約12万円かかるということで、これはもう材料費だけになっているわけなんですけど、ただ今回の施設購入に当たりまして、1台当たり3本の逆浸透膜が付いております。

これにつきまして、一応この膜の予備ということで、各1台当たり3本ずつの膜の予備が今回導入されるという形になっております。

あとは、やっぱり膜を運転してる際は、特に問題がないんですけど、今後の天候次第というところもございまして、もし海水淡水化装置を必要なくなった、運転しなくなったっていうときには、膜の部分に膜を保存させるための保存液というのが必要になってまいります。

というのが、どうしても水の中に浸しておくわけなんですけど、それがやっぱり特殊な溶液みたいなやつでないと膜自体が劣化してしまうということがありますので、今後、運転状況次第ということでもございまして、その辺の原材料費が必要になる可能性と、あと管理についてもですが、自動停止になるような施設管理はやっておりますけど、その辺の関係でひょっとすると今後、臨時での賃金あたりが必要になる可能性もあるということで、今のところ考えております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それでは、第100号議案の質疑に入りたいと思えます。

まず、歳出からいきたいと思えます。

16、17ページからいきます。

はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） コミュニティバス管理費のところ、2款1項12目コミュニテ

ィバス管理費のところ、マリックスの時刻表を印刷するというので印刷製本費があがっていたんですけど、バス停に時刻表が貼っているのも、ここで計上されるんでしょうかというのが1点と、あと今、マリックスって海外の利用者とかもたくさん多くなっていると思うんですけど、多言語の対応とかはどう考えているのかっていうのを2点お願いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） はい、お答えさせていただきます。

今回、印刷に上げさせていただいてますのは、こちらのパンフといたしますか、小冊子があります。

こちらのほうの中に、時刻が入ってるんですけども、その上のほうに夏季と冬季、夏冬時間というのがあります。

それと1ページめくったところに、船の料金とかも入っておりますので、そちらのほうの修正の印刷ということになります。

バス停のほうにつきましては、データが町のほうにありますので、町のほうで印刷しておりますので、そちら別に外注するということでは、印刷費で上げるということではございません。

それから、外国語につきましては、昨年もちよっと1回、事業部のほうにお願いしていたのが、紙でラミネートしたやつで、ちょっと表示をしていただくという形でのことはしております。

言語で車内放送というところでは、現在検討中。

英語、それ以外の外国語を含めまして、検討を行っている途中です。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） ラミネートっていうのは、バスの中に置くってことですか。

あとバス停も多分、読めないと思うんですよね、外国の方。

その辺の対応とかは、今のところは考えてないと。

○議長（牧野 真紀子君） はい、産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） バスの中につきましては、ダッシュボードの上において、外国人の方が英語とかで尋ねられましたら、それを提示するという形をとらせてもらっています。

それと、バス停そのものにつきましては、スペースの関係がございますので、どこまでそれを入れられるのかっていうのがあります。

ちょっと字が小さくなりますので、行き先を端折った形の略字でいくのか、それもちよっと検討していきたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい、最後にします。バス停自体に日本語しか書いていないの

で、読めないバス停があると思うわけですよ。

例えば、ローマ字でシーオーレ新宮とか、ローマ字で表記がないのでバス停が読めないんじゃないかなと思うんですよ。

そういうのとかの検討とかはあるのかなと思って尋ねました。

そういう検討はありますでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） 今、新宮に来られてありますのは、英語圏の方と隣の韓国の方がおられますので、向こうからこられる方は大体、英語もしゃべられる方も多いんですが、しゃべれない方もおられますので、それも含めまして検討をしていきたいと思っております。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。

はい、西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 2款1項1目5節の災害補償費、公務災害ということですけど、どういう状況で発生したのか、ちょっとお聞かせください。

○議長（牧野 真紀子君） はい、総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。災害補償費の件に関しましては昨年度、相島の湧水に対応するためということで、職員の方を雇いましたところでの交通車両での事故ということでございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 公務災害っていうのは、そんなに頻度っていうか、しょっちゅうあるものではないかどうかっていうのをちょっと確認したいんですけど、その点いかがでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 総務課長。

○総務課長（太田 達也君） はい。非常に難しい質問だとは思いますが、基本的にはそういったものではないというふうに私どものほうでは認識をさせていただいております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。

はい、高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） 2款3項のほうの賃金の非常職員賃金の中で、この理由をマイナンバーカードの取得促進のために、非常勤職員を置くっていう御説明でございました。

それは非常にぜひやっていただきたいなというふうに思っておりますが、ちなみにちょっと伺いたいんですが、行政職員といいますか。

行政に携わる方々のマイナンバーカードの取得状況はいかほどでございましょうか、ちょっと

お尋ねしたいと。

○議長（牧野 真紀子君） はい、総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 職員のマイナンバーカードの交付取得状況につきましては、つい先日と申しますか6月の時点での調査がっております。

その際の数字的には職員の取得率といたしましては、22.86パーセントという数字であったというところがございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） ちょっと非常に低いなど、どうしてそんなに低いんでしょうか。

行政は町民に対して取得しなさいよという状況の中で、お願いをしてお金をたくさん使って啓蒙活動をした中で、まず一番最初に身内といいますかね。

行政の中できちっと100パーセントできましたよって、あなたたちもとってくださいよと、町民の皆さん方というのが普通のやり方じゃないかなというふうに。

今、例えば80パーセントですっていったら何となくっていうことですが、その反対になっておりますので、その辺は担当課長、申し訳ないけど、どんなふうに考えてありましようか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 議員おっしゃいますとおり、22.86パーセントというのが高い数字というふうには認識はしておりません。

ただ、なかなか職員も仕事を抱えながら、マイナンバーカードの取得に関しましては、窓口に行って申請して受け取るというようなところもございますので、実は非常に職員あたりの取得率がなかなか上がっていかないというところで、国等を通じて職員のほうに勧奨していくところの御通知も国のほうからいただいております。

ただし、勧奨ということで皆さん取得していきましようねという強制力まではないところの、今のところの通知を受けておるとい状況でございますので、こちらのほうを総務課人事を担当するところといたしましても、皆さん取得をしていきましようという、ちょっとアナウンスはやっていかないといけないなというところではあるんですけれども、なかなかこの件に関しては、数字的には上がっていかないというのが実情なのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） 最後にしますが、お答えはちょっと何となく納得いきませんね。

これは、担当課長だから、なかなか難しい部分があるかもわかりませんが、町長っていうわけにはいきませんかしょうから副町長、吉村副町長、命令じゃないですけど、業務に当たっては自

分たちがこうしてもらいたいと思えば、当然自らがして皆さん方をお願いしていくことであろうというふうなことをよくよく説いていただいて、噛んで含めて教えていただいて、それで副町長のほうからでも結構でございます。

ぜひ、御指示をお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、吉村副町長。

○副町長（吉村 隆信君） はい、議員おっしゃいますように、令和4年度中には、ほぼすべての国民がマイナンバーカードを取得するよにということで、その関係で今から急激に促進していくということが必要になるわけです。

実際、国のほうからも今年度中に職員並びに配偶者、それから非常勤職員を含めて、まずそこから進めなさいという通知が来ておりますので、一応そういうことも含めて臨時職員、非常勤職員の雇用をしている状況でございますので、議員おっしゃいますようにしっかり進めていきたいと思ひます。

以上です。

○議員（10番 牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。

16、17ありませんか。続いて18、19ページ。20、21ページ。

はい、西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） 4款1項6目14節の船舶借上料ですけど、先ほど説明の中で、猫のあり方について何か会議をするか何かっていうようなお話だったんですけど、今、相島は猫の島として今注目されているかと思うんですけども、島民と猫のあり方っていうのがちょっと変わってきたのかなっていうような印象を受けたんですが、そのあたりのことを話されるのかどうかちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○議長（牧野 真紀子君） 環境課長。

○環境課長（安河内 正路君） はい、お答えいたします。今、7万円補正予算を計上させていただいています船舶の借上料でございますが、今、現在相島の飼い主のいない猫、この猫の数が増えたことによりまして、生活環境の悪化、これはふん尿の問題とかなんですけれども、そういった生活環境の悪化が見られます。

これの改正がやっぱり必要であろうということで、町のほうと相島区、協働しまして今後の方向性を探るための協議を行いたいということで予算を上げさせてもらっています。

具体的には、どうしても協議が夜になります。

夜になりますので、渡船がございませんので、いわゆる海上タクシーといひましようか。船のチャーター代、1万円を7回ということで、7万円計上させていただいています。

そういった今後の問題、方向性を探るといった中で、島のほうとも猫による振興、そういう問

題はどうかっていうのははっきり言えませんが、今後いろいろ協議をしていながら、町と島と一緒に方向性を決めていきたいということを考えております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい、ほかに。ありませんか。22、23ページ。

はい、上畝地議員。

○議員（5番 上畝地 白馬君） 8款の土木総務費の図面作成ソフトの使用料と事務用品、備品購入費。

ソフトを使用料から、購入に変えたというお話で説明あったと思うんですが、時代の流れからして、サブスクリプションで使用料を払うほうがいいのではないかなど、更新等ですね、手続ありますので。

それを購入に変えた経緯とか、なんか詳細がわかればお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。今回当初予算策定時は、この使用料及び賃借料でしかこの経費はございませんでしたけれども、今回またその使用料、賃借料としようとしたときに購入も可能だということになりましたので、今回、購入というふうに踏み切らせていただいております。

○議長（牧野 真紀子君） はい、上畝地議員。

○議員（5番 上畝地 白馬君） 購入がなかったということで、購入を今回できるということでされたってということで、途中でバージョンの切り替わりとか、その辺の購入費用でまた費用がかかったりするケースも今後かかってくると思いますが、その辺の費用対効果、その辺をどう見ているのかをお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか、都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） いわゆる使用料から購入に変えるときにいろいろ検討いたしまして、やはり購入のほうが長い目で見ると安いのではないかとということで、今回購入のほうにかえさせていただいております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい、ほかに。

濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） 22ページの6款3項4目飛び砂対策費っていうのは、実際どういうふうな工事っていうか、あれでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。場所につきましては、湊川の河口の

導流堤のところに砂が堆積しておりまして、それを持ち出すのではなくて、波打ち際に押していくというふうな工事になります。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） ほかに。22、23。

高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） 同じところで、予算として130万円予算設定されてありまして、補正として233万2,000円ということですが、当初予算のときの工事っていいですか、対応策の中身と今回また新しいものを行ったからこそ、233万2,000円ということになったのかもわかりませんので、その辺の御説明をお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。今、お伺いされていらっしゃる当初予算であげていた146万6,000円は、いわゆる新宮海岸での飛び砂対策工事、堆砂垣とか、そういったものの設置の予算を上げておりまして、今回補正させていただいております233万2,000円の湊川の導流堤のところの砂の移動に関しては、当初予算をみておりませんでしたので、この持ち主さんのほうから早急に砂を移動させてほしいという要望がございまして、現地を見るとやはりだいぶ溜まっておりまして、今回補正で上げさせていただいておりますのでございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） ここをお願いしますというふうな話が出てきたんですか。

当初予算のときに、当然そういう状況であったろうと思います。河川の部分がですね。

この頃、そういう要請っていうんですか、今、要請があったっていうのは、その予算を設定した後から出てきたから、今年の当初予算の終わった後から4月なら4月、5月なら5月に出てきたから、それを計上しましたということですか。

○議長（牧野 真紀子君） 都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） はい、お答えいたします。おっしゃるとおり、確か6月か7月ぐらいに溜まっている砂の隣の土地の所有者の方が、都市整備課のほうに来られて要望をされたということでございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） いいですね。はい、ほかに。22、23ページ、ございませんか。

高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） 観光費について、お尋ねします。

警備のために500万円増額しましたというふうなことで補正が出ておりますが、これは当初予算285万円の当初予算が設定されておりますが、それと、そのときの計画数と何か変わりがあるんですか。

警備はその当初のときに、違うんですか。警備じゃないんですか。

じゃあもう1回、50万円の警備っていうのは、当初からわかっていたんじゃないでしょうかね。

今、ここで補正するようなことじゃなくて、まだ現実に実施はされておられませんので、当然3月の時点で、今回次やるときには、予算設定するときには今年よりも多分多くなるだろう。

そしたらこうしようって、今、補正の説明があったときにあったようなことは3月の時点で考えられるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） はい、お答えさせていただきます。

この50万円といいますのは、警備だけではなくて、まつり新宮の会場準備とか消耗品とか、いろいろな経費すべてを含んで、それで不足するのが50万円というところで上げさせていただいております。

それで御質問されました警備費につきましても、昨年の段階で業者のほうに見積りとかをとっておったんですけれども、年々、警備員さんの経費が上がってきておりまして、その値段ではできないということで今回、新たに事業を始める前の実行委員会とかありますので、そういったときに備えて取り寄せましたところ、値段が昨年のときから随分上がっているということもございましたので、ほかの分の会場設営とか、新宮東中学校ができましたので、そちらのほうのプラスバンド、こちら新宮中と一緒に演奏をしていただくんですけれども、そちらのほうの運送も入ってきてまして、そういったものをすべて合わせて、さらに特別協賛金とかも業者さんからいただいておりますけれども、その額もぐっと減ってきているということもございましたので、そこで新たに計算をし直しまして、この額をちょっと上げさせていただこうということになった次第でございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） 警備じゃなくてもいいんですよ。

いろいろ企画があって新しい企画をさうしよう、さうしようっていうことは、当然新しいまつりに向かって進行していくことは、別に何も問題ありませんけれども、その企画がどうして当初予算のときに立てておかなければいけない価格じゃないですか、企画じゃないですか。

本来からいうと。

いつも僕が話すように、企画があって、こういうことをしたい、これを実行したいがためにこ

れだけのお金が要りますから、当初予算としてはこうします、お願いします。

これが普通じゃないでしょうか。

新しく何かの当初計画しとったことよりも新しく何かぜひ入れられないかんという緊急のようなものがあつたときに、こうやって補正を組みます、どうしても組まないといかんですということを出してくるのが当然のことですよ。

何で当初予算の中に計画ということは、当初予算の計画がずさんであつたということになりますよ。

あんまりそういうことだったら、僕はそう思います。

だからぜひ、そういう言い訳はつていうか、補正予算の設定のときはそういうふうにしなければいけないんじゃないでしょうか。

ということは当初予算の計画をしっかりしていたら別に問題はないんです。

補正も要らないんです。

その辺、どうでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 産業振興課長。

○産業振興課長（竹上 健君） はい。議員おっしゃられるとおり、当初予算の策定のときにもう少し厳しく詰めておけば、ここまで大きな差異がなかったと思っております。

確かに、11月の3日になりますので、当初予算策定期間ではあるというのもあるんですけども、その中で詰められるところは詰めておりましたけれども、ただ、先ほども言いましたように人件費とか、資材っていうのが上がってくる部分がございますので、やはり若干ちょっと見込みにくいところございました。

そこも含めまして、次はちゃんと詰めていきたいと思っております。

よろしくをお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、いいですかね。

はい、町長。

○町長（長崎 武利君） 高木議員がおっしゃられるとおりであろうかと思いますが、今まではずっと繰越金がずっときておまして、議員さんも御存じのように、今、まつり新宮がこれだけ盛大になってきております。

いろんな事業の中でのそういった警備等から休憩所の設備とか、そういったテントの張り数とか、ものすごく大きくなってまいりまして、ここへきまして、また今、まつり新宮にかわりまして商工会とか農協さん、相島漁業組合さんから負担金をいただいておりますが、これが当初は30万円いただいておりますけど、今なかなか厳しいということで10万円に減額をさせていただいてきておりました。

そういったことで、本来3月の当初予算のときに、これだけまつり新宮が非常に大規模になってきて、参加者も今、町民の3万3,000人全体が集い合ってまつりを盛り上げていただいているような状況になってまいりましたので、誠に申し訳ございませんけども、今回、どうしても繰越金が583円という状況になってまいりましたので、ほかの団体に負担金を求めるわけにもいかないような状況で、また町民全体のまつりということで、ぜひとも御協力を賜りたいと思っておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） ありますか。

はい、高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） 先にそういうことを、補正予算をするときに、補正の中身として繰越金ももうなくなりました、寄附金もこれだけしてございましたけどなかなか難しくなりましたと。

ぜひ、その補てんのためにはどうしてもこれだけ要りますからっていう、それで補正を組みましたっていうお話をさっきの説明の中でしていただかないといかんのじゃないですか。

質問をしてから、そういう説明が、そういうことやったとですか、それはやっぱりいかんと思います。

ちゃんとその辺の説明をきちっとしていただいて、そしたらみんな納得、それは頑張ろうっていうことになるかと思えます。

今後の説明はぜひそういうことで、これについては納得いたしておりますので。

○議長（牧野 真紀子君） いいですね。はい。22、23ページほかにありますか。

ございませんか。24、25ページいきます。

はい、温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） 教育費関連に直接の質問ではないんですが、住民の関心も非常に高いんで、ちょっと教育長に御質問をいたします。

3つ質問しますけど、まず1問目、このたびの新聞発表について質問をいたします。

一連の新聞発表については、これは事実ですか、事実ではありませんか。

7月16日に全員協議会がありまして、この件について説明を受けるとして思っておりましたが、教育委員会としては特段何の説明もなく、その後も何の音沙汰もありません。

それで突然また、8月22日に新聞記事が再度出されました。

議会に報告がありませんので、新聞記事を事実と基づいて質問いたします。

新聞記事では、町の教育委員会は選挙における積極的な政治活動とは認められず、全くないとも言えないが、違法性があるとは断定できないとして処分しない方針とありますが、違法性が無いとどなたが判断したんですか。

委員の選任については、議会の同意を得るということになっています。

このような不祥事に対して、教育委員会がすべき説明があると思いますが、時間は十分あったと思います。

なぜ、8月22日、新聞発表の前に議会に説明をされないのですか。

よろしく願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。

はい、教育長。

○教育長（宮川 優子君） お答えをさせていただきます。

この件に関しましては、非常に皆様方に御心配をおかけしましたことを、まずはおわび申し上げますというふうに思います。

まず、新聞に報道された内容について、それは正しかったのかどうかということでございますが、7月14日、それから7月17日の西日本新聞、それから朝日新聞で報道されました内容につきまして、教育委員自身に事実の関係の確認をさせていただきました。

その結果、ほぼ報道されたような中身ではありますけれども、一部受け止め方という部分でしょうか、そういったところに若干違いがあるなという部分もございました。

この件につきまして、議会のほうにもすぐに報告をすべきという部分も今、議員がおっしゃったとおりでございますが、この内容につきましては、事実関係をしっかりと慎重に確認をするという作業、そのための時間も必要でございましたので、まず事務局のほうでの聴き取りと、それから7月の25日、それから8月21日の教育委員会を開催いたしまして、その中で、教育委員会の中で、その事実の確認とそのことに対して教育委員会としてどのようにするのかという部分についての協議をいたしました。

ですから、そういった教育委員会、教育委員自身の協議の場という部分も必要でございましたので、なかなかすぐに議会に報告ということにはなりませんでした。

この一連の報道されました件につきましては、おっしゃいましたとおり、公職選挙法第136条第11項におきまして、その地位を利用した選挙運動をすることは厳に禁じられているということ。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第11条において、積極的な政治運動をしてはならないと示されておりまして、先ほども申しましたように新聞で報道されたことをもとに、違法であるかどうかというところも含めて、教育委員本人への事実確認の後、教育委員会において、見解をまとめるという作業をいたしました。

公選法につきましては、地位の利用が違法性の判断の基準になるというふうに思いますけれども、公選法にかかるかどうか、抵触するかどうかということにつきましては、私ども教育委員会が判

断を下すものではございませんが、関係機関からも違法との見解を示されているという状況にも  
ございませんでしたので、そういったところにつきましては、私どもが直接公選法については判  
断を下すものではありませんけれども、委員自身その立場を前面に出す、地位を利用したとい  
う事実はなかったのではないかというふうに捉えております。

また、地教行法につきましても積極的な政治活動としての、いわゆる積極性っていう部分が違  
法性の判断の基準になるというふうに考えます。

そこで積極的な政治運動の具体的な事例につきましても、いろいろと調べましたけれども、そ  
ういった通知あるいは通達もございませんで、私ども教育委員会のほうでも事実の確認を通して、  
積極的かどうかという部分についてはなかなか難しい判断の部分もございましたけれども、必ず  
しもその行為は違法行為であるという、いわゆる断定できないという結論に至ったわけござい  
ます。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） まあ、ここで法律論をいろいろしましてもあれですけど、今言われ  
た選挙で積極的な活動を、政治活動を禁止しているということは事実ですよ。

じゃあ、積極的とは何かと言った場合に、例えば選挙カーに乗り、うぐいす嬢として、たとえ  
後部座席に座っていたとしてもね。マイクで投票を呼びかける行為、これが、これ以上の積極的  
な行為は候補者の活動以外にはないと思いますよ。

法律で、いろいろ法律がありますけども、具体的に禁じられている違法行為ではないんですか。

新聞に書かれている東大教授のコメントによると、委員の地位を利用しなくても違法と言わざ  
るを得ないと。

現役の教育委員が、選挙にかかわっているというケースは、全国的にも聞いたことがないとい  
うふうに書かれていますね。

私も全くそういうのは聞いたこともありません。

ですから、積極的な政治活動というのが、こういう行為が積極的ではないのかどうかというこ  
とをちょっとお答え願います。

○議長（牧野 真紀子君） 教育長。

○教育長（宮川 優子君） なかなか、そのあたりの判断、教育長としてもまた教育委員会として  
も非常に難しい部分もございましたけれども、この積極的な政治運動の具体的な事例につきまし  
て、どう判断するかということにつきましては、多分こうだろうというところでの判断はできな  
いと。

そういったところで、いろいろな関係のところにも問い合わせをいたしまして、そうしたとこ

ろ、そういった部分に関する通知あるいは通達もございませんでしたので、先ほどもそれは申し上げたとおりでございます。

そこで、やはり積極的であると、私どもの教育委員会の段階では、そのことが違法行為であるとは断定できないと。

併せて教育行政の執行に当たりましては、個人的な価値判断であったり、あるいは特定の党派的な影響力から中立性を確保するという部分がございます。

そういったところに関して、大きくそのことを揺るがすものではないというふうに判断をしたところでございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、温水議員。

○議員（2番 温水 眞君） 最後の質問になります。

今、これ人事院規則14の7に書いていますけど、要は、選挙運動委員として候補者の自動車などに乗り、投票を呼びかける行為、これはしてはならないというふうに書かれていますね。

それから最後になりますけど、教育委員っていうのは、非常勤の特別職公務員ですよ。

これは、人格が高潔で教育及び文化に対して識見を有する者であるということと、政治的中立性に特に留意するようというふうなうたっておりますね。

2月22日、金曜日、文科省の事務次官より地教行法及び公職選挙法において、積極的な政治活動をすることは禁止するという通知があったと思います。

参議院選挙の前に6月にもあっていますね、これ。

これに対して、福岡県知事もしくは教育長から新宮町の教育委員会にこの通知は届いているのかどうか。

もし、届いているとすれば、問題のっていうか、教育委員含めて各教育委員に通達をされましたか。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 教育長。

○教育長（宮川 優子君） 当然、その文書につきましては、教育委員会のほうにも届いております。

このことを基に、今回の選挙に限らず、これまでも、いわゆる教育委員としての中立性とかいう部分については確認をできておりましたので、その流れの中でそれぞれの教育委員さんが、十分な認識を持って行動されているものというふうに考えておりました。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。

4回目ですけど、はい、どうぞ。

○議員（2番 温水 眞君） 私は、教育長が非常に熱心にごやっておられるということは十分理解しております。

ただ、こういう新聞記事が載ることによって、住民の皆さんの非常に関心が強いと。

それと、あと今回の選挙についても投票率も落ちていますし、やっぱりせつかく町長をはじめ、まっとうな行政をやっておられますので、こういうことで問題を起さないようによろしくお願ひします。

以上です。

○議長（牧野 眞紀子君） 教育長。

○教育長（宮川 優子君） 教育委員会の中で確認をいたしましたのは、もちろんこのことを踏まえて、教育委員自身、私も含めてですけども、毅然とした態度で大事な新宮町の教育行政をしっかりと進めていこうということで確認したところでございますので、そのあたりをしっかりと見ていただきまして、結果、しっかりと表せるようにみんなで努めてまいりますので御理解よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（牧野 眞紀子君） それでは、24、25ページ。よろしいですか。

ありますか。西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） ちょっと今の温水議員の質問に関連してなんですけど、ちょっと2点ほど質問したいんですけど、当該教育委員さんから聴き取り調査されたと思うんですけども、何らかの本人からの責任をとるっていうような意思表示とかがあったのかどうかっていうのが1点。

それともう1点が、今回は最終日に教育委員の任命についてっていうのが、議案として上程される予定となっているかと思うんですけども、これっていうのは当該教育委員さんのその交代っていうので上がる予定と考えてよろしいんでしょうか。

○議長（牧野 眞紀子君） はい、教育長。

○教育長（宮川 優子君） 今の御質問ですが、当該教育委員の辞任ですか。

そういった意思表示があったかということでございますが、本人のほうからは大変心配をかけたっていうことでの謝罪はございましたが、それ以上のものはございません。

それから、委員の任命に関してですけども、今回の件とは全く関係ございません。

○議長（牧野 眞紀子君） よろしいですか。

大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） はい。10款1項2目の事務局費ですけど、学校安全総合支援

事業っていう言葉が先ほど出てきたと思うんですけども、この内容についてお聞かせ願えたらと思います。

○議長（牧野 真紀子君） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい、お答えさせていただきます。

今、議員のお尋ねになりました学校安全総合事業ですけども、こちらが国のほうから県がまず委託を受けた事業になりまして、その県から再委託ということで、新宮町教育委員会のほうでお受けした内容になります。

具体的な内容については、東中学校の校区についての安全安心のうちの今回は交通安全ということを中心に、校区内での環境の問題をいろいろ検討して協議をしていくと。

具体的な施策まで結びつけるっていうことでもないんですけども、学校の交通安全についてのいろいろな現状なり、これからの課題なりをしっかりと出していこうということでの会議になっております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。いいですか。はい、ありませんか。

はい、濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） すいません、私も先ほどの件に関してなんですけれども、すごく疑問に思っておりましたことがありまして、このことを聞かせていただきます。

この教育委員さんは、地方教育行政組織運営法っていうのを知らなかったと新聞のほうでは言ってるんですけども、教育委員さんになられてから2回選挙をされてますよね。

それで、その説明がされてなかったのかなっていうふうにちょっと私は思っていたんですけども、先ほど教育長のほうから説明はあってたっていうことで、この件に関しては結構でございます。

こういうふうに説明がもしなかったのであれば、教育委員会、また教育長に責任があるということになるのかなと思うんですけども、それをさらにいえば教育委員会は、首長から独立した行政組織で委員は首長が議会の同意を得て任命するという、特別職公務員ということですので、議会のほうにも責任があるということになるのでしょうか。

この点1点ですね。

それであれば、議員全員に説明がやっぱりなされるべきだったかと思えます。

なので、教育委員会の中で話し合うときに、こういう新聞報道が出る前に議員全員に説明なりをしていただきたかったなっていうのがございます。

それともう1点は、住民の方からも私もたくさん、どうなっているのかっていうのをもう結構な数いただいたんですけども、何もお答えができなかったのも、そういう住民の方へのこの説

明の方法を考えていらっしゃるのか。

それともう一つは、法律では教育委員さんはやっぱり選挙運動をしてはいけないっていう明確な規定があるので、それなのになぜ処分をされないんですかっていうお尋ねを結構いただきましたので、それに対してはどうお答えしたらよいか、教育長、お願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、教育長。

○教育長（宮川 優子君） 一連の件につきまして、住民の皆様にも、あれだけ新聞で取り上げられましたので、御心配をおかけしてるだろうというところで、何らかの形できちんと説明をしなければいけないっていう部分で考えた部分がございますけれども、私自身も教育委員会を代表する者として、なかなかその議員さん方に全員に説明をするというところまで、まだ情報をしっかりと持ってなかったっていう部分と、あと教育委員会で慎重に協議すべきだろうという判断に立ちまして、このような形になってしまったという部分でございます。

また住民の方への説明をということでございましたけれども、先ほども申しましたように、こういった積極的な政治活動、そこの積極的なのという部分についてはなかなかの判断が難しいところがあるということで、教育委員会といたしましても、必ずしもこれは違法行為であると断定できないという結論を出しましたので、ここにつきましては教育委員さんが、今後はもう任期をしっかりと全うしていただくことで、しっかりお返ししていただくしかないなというふうな判断もしておりますし、そういった意味でしっかり見守っていただければありがたいなというふうに思っているところでございます。

先ほども申しましたとおり、私どもは教育委員会として、新宮町の大事な教育行政をお預かりしていますので、皆様の信頼のもとにしっかりとした取り組みが進められるように、また学校、それから子供たちのために力を発揮することができるように進めてまいりますので、そのことをしっかり見ていただくことで御理解をいただければというふうに思っているところでございます。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。

はい、濱田議員。

○議員（4番 濱田 幸君） 先ほどちょっとお話ししました議会の同意を得て任命をされていますので、もし、今後またちょっと、事案は違えどもそういうふうなことになったときは、議会へのほうへも説明をしていただけるっていうことで認識してよろしいでしょうか。

○教育長（宮川 優子君） 今回のようなことにかかる教育委員のこういった事象については、御心配をおかけするようなことはもう二度とないというふうに思いますので、ゼロに近いんじゃないかなというふうに思います。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。

はい、安武議員。

○議員（1番 安武 久美子君） すみません。私も一言、言わせていただきたいと思います。

この件について、やはり住民の方からもじゃんじゃんお電話をいただきました。

中には1時間近く、もうすごく怒っていらして、あの新聞報道は一体どうなっているんだ、から始まって、新宮町の名折れだと言われました。

私もどうやってお答えしていいか分からずに、私も新人で議員になって、まだ3カ月ぐらいですから全くよく分かりませんと。

何らかの形で教育長のほうから処分なり何なりがはっきりした形で出ると思いますから、それが出ましたら御報告しますって言ってお答えしてたんですね。

本当に自分たちは直接そういう抗議なんかもできないんだから、住民の声を届けるのが町会議員の仕事でしょうって言われて、何もしないんだったらそんな議会は解散しなさいとまで言われて、私はもう本当にびっくりして、またそれほど注目をなさっているし、怒ってある住民がたくさんいらっしゃるってことを私はお伝えしたいと思います。

一番堪えたのが子育て中のお母様からだったんですけど、一体子供にどうやって、このことを言えばいいんですかって言われたんですよ。

子供は大人になったら、大人になってズルをしてもいいんだよっていうふうに育ちますよって、言われたのが一番堪えました。

本当にもう、こういうことは二度と起こってほしくないと思いますし、すいません。

そのとき、お電話をいただいた時の恐怖というか、私は選挙にかかわることですから自分自身も該当することだから、しっかり勉強させていただこうと、どうなっていくのか見守っていかうと思っていました。

ところが、この間の新聞報道で見まして、何事もなかったかのように終わるんだなと思ったのが、とても残念で仕方ありませんでした。

教育委員さん御自分から何らかの辞退を申し出られるとか、そういうことがあるのかなあとか甘く考えておりましたので、びっくりしている次第です。

私は、正直何だか肩透かしを食ったような気がしています。

住民の方にどうやって説明していいのかなっていうのを今、困っている状況です。

そのことだけ、一言申し上げたいと思って手を挙げました。

○議長（牧野 真紀子君） 答弁はよろしいですか。

はい、教育長。

○教育長（宮川 優子君） いろいろとやっぱり御心配をおかけしているなというふうに思うんですけども、事実を確認した中で、先ほどから申し上げておりますように、確かにこのことは皆さ

んに御心配をかけるようなことであつたんですけども、文科省のほうにも実は直接確認をさせていただきました。

これは違法性があると断定できるものではない、後は自治体での判断ということでしたので、教育委員会の中で慎重に審議をし、結論を出したわけでございます。

少なくともこの教育委員さんが、今、お言葉を返すようで恐縮ですけども、ズルをしたとか、法をいわゆる積極的に犯すというところで運動されたという事実はございませんでしたので、そのことだけはここで明言させていただきたいというふうに思いますし、教育委員会としては、私どもは任命責任はございませんけれども、ともに教育行政を預かるような身として、今後このようなことで御心配をおかけすることがないように、しっかり頑張りますということでお返りする、お応えするしかございませんので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。私も同じ件をお尋ねさせていただきます。

私ども議員は、選挙で選ばれて、そして新宮町の発展のために、そして町民の代表として町民の負託を受けて、今ここにおるといところでございます。

今回の件を見ますと、非常に残念というか、情けないというかですね。教育委員会の対応はですね。そう思うんですね。

そしてやっぱり、これはやっぱり議会軽視じゃなかろうかというふうに私は思っております。

そこでお尋ねしたいのは、先ほど来、調査をされたということは何いましたけども、どのような調査、そしてどれぐらいの時間をかけて、いろいろ集まって話し合うとか聴き取り調査もあると思うんですが、独自で確認調査とかあると思うんですね。

どれぐらいの時間をかけて、そして誰が調査をしたのかということ、まず1点目にお尋ねします。

そして新聞報道では、この地方教育行政運営法を知らなかったというふうに当該教育委員の方はおっしゃっています。で、そこは確認されてどうだったのか、というところが1点でございます。

そして、この教育委員の方、2011年からって書いてあつたので平成23年かな、ぐらいから手伝っていたというふうに報道ではなっていました。

この教育委員の方が、一番最初に就任をされた年数と月日をお願いしたいと思います。

それと、私ども本当に情けないんですけど新聞報道の確認しかできないんですね、申し訳ないんですけど。

積極的な政治活動とは認められずということで、そこは断定をしてあると。教育長のほうがですね。

その根拠っていうのは先ほど来、おっしゃいましたけども、そのあとに違法性は全くないとも言えないがあると断定できないと。

私、この意味がよくわからないんですね。

積極的な政治活動とは認められずということであれば、違法性はないというふうに断定ができるんじゃないかと思うんですが、その3点をお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、教育長。

○教育長（宮川 優子君） 先ほどの調査、あるいはそれにかけた時間等については、後ほど課長のほうがお答えいたします。

あと地教行法について委員が知らなかったと新聞記事にということでの御質問ですけども、その件については多分、詳細を知らなかったということではないかなというふうに思うんですけども、特に新教育委員会制度になりましたときに、新たに今教育委員になられた皆様へという、こういった冊子ですとかいろんな研修もございまして、その中には当然、教育委員の中立性等も書かれておりましたので、そのあたりについては十分認識してあることであるというふうに思っております。

それから3点目に言われました、必ずしも違法性があるとは言えないけどっていう部分について、私の伝え方がちょっとまずかったなというふうに思います。

全く問題がなかったというわけではありませんが、こういったところにつきまして違法行為であるというふうに断定はできないという結論を出したということでございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい。

最初にお尋ねの調査の内容ですけれども、今回の新聞に2回ほど載りましたので、その都度お話を伺いましたので、聴き取りは、まず2回行っております。

それから、上位官庁といいますか、文部科学省さんのほうにお問い合わせをさせていただいて、今回の件についてのいろんな相談をさせていただいて、いろんな事例の確認をさせていただいたところ、先ほどから教育長が申し上げたように通達なり通知なりが、文科省のほうで出したものはないということでありましたけれども、参考になるような文献はないですかということでもいくつかお尋ねしたところ、逐条解説のようなものを助言をいただきましたので、そういったものを確認しながら独自でいろんな判例なり、事例なりがないかどうかを約1カ月ほどかけて探しましたけれども、結論から言うとなかなかそういった事例が見つからずに、最終的には教育委員会の中でそういった報告をさせていただいて、今回の結論に至ったような状況になっております。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 最初の西日本新聞の報道で、東大の何とか教授さんが、こういう事例っていうのは今まで聞いたことがないというふうなことで、なかなか事例を探してもなかなか見つかるようなものじゃないというふうには思っていますが、3番目に質問した、要は断定ができないということですけども、教育長が考えられる積極的な政治活動というのは、どこを基準にして考えてあるのか。それが1点。

それと、今の話であると大筋は法律の中でわかっていたけども、細かいところはわからないというふうな回答だったと思うんですが、新宮町のホームページに教育委員会の議事録っていうか、要点筆記みたいなものがございますね。

その中で平成26年8月、これが地教行法の改正、要は総合教育会議の部分だと思うんですが、その分の説明を教育長もされてあるんですね、教育長もされてある。

そして、8月に説明をされて11月にも、もう1回説明してあるということは、やはり法律の中身は、普通であれば大体わかってるんじゃないかなろうかというふうに思うんですね。

だから、やっぱりそこは教育委員会もしっかりとやっぱりそこら辺の精査をされて、知らなかったとか言えば、ここでもちゃんと説明しているじゃないですかというふうなことも言えるんじゃないかなろうかと思うんですね。

今の調査の部分を見たら聴き取り調査が2回。

それはどれぐらいの時間をかけられたかわかりませんが、やっぱり教育委員会は教育委員会のできることをやっぱりやって、これをしっかりやっぱり外にもこうでしたと堂々と言えるようなものにしていかないといけないというふうに思っているんですが、いかがでしょうか。

○教育長（宮川 優子君） 本日、議員さん方から、このような質問をいただき、答える機会いただきましたので、このような形で答弁をさせていただいておりますけれども、先ほど来、伺いながら、どこかできちっと説明をしなければいけなかったという部分については、今考えているところでございますが、先ほど北崎議員がおっしゃいました教育委員会の対応が情けないという、その御指摘につきましては、情けなく思わせたということ自体が、議員として情けないということですか。

私は先ほど教育委員会の対応が情けないというふうにとらえましたので、そういうふうなとらえ方をされてるのであれば再度、確認作業をしていかなきゃいけないなというふうに思ったところでございますが、新聞記事で報道されて以来、一時も私の頭の中からこのことが離れたことはございません。

ただ、先ほど来、申し上げておりますけれども、今後はしっかりと教育委員としての職務を果たすというところをしっかりと見守っていただくというところで御理解いただくしかないというふ

うに思っておりますし、なかなか結果を出さないと、そうだったのかっていうふうにはならないとは思いますが、先日の教育委員会の折にも、それぞれの委員さんのほうから、毅然とした態度でしっかりとやっていこうというところでの同意もいただいておりますので、もうやるしかないというところでございます。

どうぞ御理解ください。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 教育長の今の気持ちはよくわかるんですが、今ちょっと私が質疑をさせていただいたことをちょっと答えていただきたいんですけども、要は教育委員会、教育長が考えられる今回は積極的な政治活動とは断定できなかったと。

じゃあ、積極的な政治活動ってというのは、どういう基準で考えてあるのか。

それが1点ですね。

ちょっとその点をお答えください。

それと先ほど情けないって言ったのは、私が議員として情けないってということなんです。

教育委員会が情けないということじゃないんですよ。いいですか。

結局、私も以前、議長させていただいて、いろんな部分で担当課からの相談があったりとか、これはもうすぐ皆さんに言わないかんとか、そういうふうな采配をさせていただきました。

そして、100パーセントはならないと思いますが、遅滞なくっていうか不備なくさせていただいたつもりであります。

そういったことを思うと、今回の対応自体、これの対応自体は、ちょっといかがなものか。

そういう意味で議員として、本当に情けないなというふうに思っているということですよ。

○議長（牧野 真紀子君） はい、教育長。

○教育長（宮川 優子君） 積極的な政治活動ですね、どのようなものを想定しているのかっていう問いでございますけれども、先ほども申しましたように、そういった積極的になっていう部分に係る具体的な通知、通達もないという中で、公職選挙法あるいは人事院規則等を見ますと、教育公務員の違法行為の具体例等がございます。

デモ行進であったり、広告、ポスター、あいさつ状とそれから演説、資金カンパ等々ございますが、こういったものと照らし合わせながら一つは、一つの例として考えたというところでございますが、先ほども言いましたように具体的な通知、通達もないので、積極的っていう部分についてはなかなか判断がしづらいという断定できないという結論でございます。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。

北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 今、積極的な政治活動って言われましたけど、その中にマイクで

支援を呼びかけるというのも入っていると思うんですね。

だから、それはもうしっかりと積極的なものではないかというふうに思っております。

その前に、私が質疑をした、結局26年の8月と26年11月の定例会の会議録があるんです。その中で、教育長が地方行政組織運営に関する法律の改正についてということで、2回、そういうふうな場があるんですね。

26年11月っていったら何を意味するかっていったら、27年の4月には選挙があっているんですよ。

半年ぐらい前にそういうことがあっているんで、やっぱりそこはしっかり認識をしておかないといけないというか、多分おかれてるんじゃないかなろうかということでお尋ねをしたということでございます。

○議長（牧野 真紀子君） 教育長。

○教育長（宮川 優子君） 当然、各委員はそのことを認識されていたというふうに私はとらえておりました。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 多くの議員さんから出てますので、私もちょっと一言申し上げさせていただきたいと思います。

まず、先ほど来、質疑の中で教育長が答弁をされていましたが、議会に対して報告をするにあたっては、それなりの調査活動、もしくは協議等を踏まえた上で、その場をつくるつもりだったという意味で解釈していいんでしょうか。

我々は先ほど他の議員さんも言ってましたけど、新聞記事でしか知らないんですね。

実際、何の報告も受けていない。

このことをこのテーブルに乗せること、そのものも私はどうしたものかなと思ってたんですね。

だって、事実関係が確認できないわけですから。

それが、ないまま事ここに至ったわけですけども、教育長の予定されていたスケジュールっていうんですか。

議会に報告するつもりはあったんですかね、まずこれ1点です。

それから、もう1点は、これも先ほどから出てますように、議会の同意を得て町長が任命するわけですが、この任命権者である町長の見解を私はきちんとお聞きしたいと思うんですね。

要するに、議会の同意を教育長はどうお考えなのか、また任命権者である町長がどうお考えになつたのか、これをお尋ねします。

○議長（牧野 真紀子君） 教育長。

○教育長（宮川 優子君） 報告につきましては、やはりこれだけ皆さんに御心配をおかけしておりますので、教育委員会としての見解をまとめた段階で、何らかの形で報告をしなければいけないというふうには考えておりました。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。

町長。

○町長（長崎 武利君） はい。私としましては、任命をいたしまして、議会に提案をさせていただいて、議決をいただいて教育委員としての任命を果たしてきたわけでございます。

この件につきましても、福岡県の選挙管理委員会、また新宮町の選挙管理委員会、公職選挙法に則つての判断がどうかというようなことを選挙管理委員会を通じていたしましたが、選挙違反という認定までいっておりません。

そういったことで、一応この件につきましては、私は町として、これの処分とかそういったことは、現在考えていないところでございます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 私がお尋ねしているのは、公職選挙法にかかわる問題かどうかっていうことをお聞きしとるわけじゃないんですね。

教育委員さんとして、議会が同意をして、町長が任命されたということに対する重みですね。

議会が同意したという重みについて、どのようにお考えなんですかっていうことを教育長にお尋ねするし、またその上で、町長がどうお考えですかっていうことをお尋ねしとるわけです。

これは、私は公職選挙法違反のことをお尋ねしとるわけでも何でもないんです。

要するに、教育委員さんとして適正が疑われるようなことがないんですか、ということをお尋ねしとるんですね。

ところが、先ほどから教育長の答弁では、積極的な政治活動とまでは断定できない。

これも新聞記事の受け売りです。我々、報告を受けていませんから、何度も言いますけど。

それが、定義もできないものが違反しとるかしていないかなんて、判断できないじゃないですか、これは積極的な政治活動ですよ、これはそうじゃありませんよと。判断基準があつて初めてその判断ができる。

その定義すら、積極的な政治活動が何たるやという定義すらできていないのに、それが違反と言えないという判断もまたこれはおかしいんじゃないかなと。

私も積極的な政治活動だと断定しとるわけでもない。判断できないものはできないわけですか

らね。

そういう意味からすると、本来、教育長がとるべき態度は、まず選挙前にそういう教育委員さんに対して、疑われるようなことは自重してくださいねという注意喚起、それから今回起こった事象に関しては、私はいの一番に議会に私は報告すべきだろうというふうに思うんですね。

結局、事例が公になったのも新聞記事。

それから、教育委員会の判断が出た以降もまたまた新聞記事。

その間に議会に報告するチャンスはたくさんあったと思うんです。

私はもうはっきり断言しますが、これは議会軽視そのものです。

議会の同意を侮辱したものだとは私は思っています。報告がないということがね。

この件をもう一度、教育長の見解、それから町長の見解、公職選挙法ではありません、私がお聞きしとるのは。

その点をお尋ねします。

○教育長（宮川 優子君） 先ほどから申し上げております、いわゆる積極的な政治運動っていう部分については、どういった判断をされたのかっていう御質問でございました先ほどの件でございしますが、公選法と地教行法で同じ選挙運動、同一の行為に対する判断が異なるということにつきましては、今回の場合は、地位を利用した選挙運動が教育委員会としては、積極的な政治運動と解してもいいのではないかというふうな捉えに立って判断をしたというところでございます。

それから先ほどから議会軽視というふうにおっしゃってますけども、議会に同意を得て、教育委員が任命されたと、私も同様でございしますが、その議会に対して、こういった形でしか事実の報告の場を持たなかったということについては、教育長として大いに反省をしてるところでございします。

申し訳ございませんでした。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。

町長。

○町長（長崎 武利君） はい。私も一応この件につきましては、教育委員会のほうの判断、これにつきましては、やはり委員会として注意喚起をちゃんとしたと、本人にそういった新聞沙汰になるような行為をしては、注意をしていただかないといけないというような判断のもとにきておりましたので、先ほども言いますように、公職選挙法違反というところまでいっていない事案につきましては、私は教育委員会の判断に並行して今の行政としての判断をもっておるところでございします。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 何度も申し上げますが、私は公職選挙法違反に該当するんですかって話しとるわけでもなんでもないので。

教育委員さんとして、適性が私は欠くんじゃないかと思ってるんですが、そういう判断に至りませんかということをお尋ねしとるんですね。

ですから、例えばやっていいこと、悪いことなんて線引き、非常に難しいと思うんです。

それを判断してくれて言ってるわけでもない。

ここは裁判の場じゃありませんから。

結局、先ほどから言ってますように議会同意を得て、町長が任命された教育委員さんが、こういう行動をとられた場合には、適性に欠くんじゃないですかという、私は疑問符を投げかけとるだけなんです。

ですからその判断は、町長もしくは教育長含めて、執行部側で判断していただくしかない。

私は、その問題を提起してるだけです。

そのことを真摯に受け止めて御検討いただきたいというふうに思います。

今後どうするかっていう問題は、ここで結論を出す話ではございませんので、問題提起として真摯に正面から受け取っていただきたいというふうに思って質問を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかの御質問。

じゃあ、次いきます。26、27ページ。28、29。

はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） はい。10款2項6目ですね。相島のトイレの工事設計委託料ということで上がってますけども、お話は聞いては、多分話したよね、何か議連かなんかで、この件ですね、要は319万の設計料ということは、かなりのボリュームの工事なのかなと思うんですが、詳細がわかればちょっとお尋ねします。

○議長（牧野 真紀子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい、お答えさせていただきます。

詳細については今からなんですけれども、基本的には今湿式になってますので、乾式のほうにトイレを全部やり変えたいというふうには考えております。

その前に多分、配管関係がかなり老朽化している部分がありますので、そういったところで経費がかなり膨らんでくるのではないかということでの設計の費用もかかってくるんじゃないかというふうに試算しております。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） もうちょっと詳しくお願いします。

要は319万円の設計料ということは、大体、工事金額がこれぐらいですよということが1点。それと、今現状にある小学校のトイレの中を、湿式を乾式にするということなのか、それとも例えば、ちょっと広げるとか、そういったことも考えられるんですけど、それがどうなのかという。

それと、配管とか云々とかいうのは、そのトイレの別の部分を含めたところの配管も扱うのかと。

そういうところをお尋ねしたいんですけど。

○議長（牧野 真紀子君） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい、基本的には現状のトイレをそのままリニューアルって言いますか、ドライ式に変えるということで、今、校舎のほうには2カ所、職員用分も含めて2カ所ありまして、あと体育館に1カ所ございます。

そちらのほうをやり換えるように考えております。

事業費については、まだ本当に概算なんですけれども4,000から5,000万円ぐらいを今想定しているところです。

配管については、基本的に補助の対象になる部分とされない部分がありますので、そのあたりは設計のほうを見ながら金額のほうを弾いていきたいというふうに考えております。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい、ほかに。

はい、大牟田議員。

○議員（7番 大牟田 直人君） 10款3項2目の中学校管理費のところなんですけど、バレー部、ビーチバレーとソフトテニスが全国大会に行ったという、すごくうれしい報告というか、うれしいことに対する補正なんですけれども、これの結果とかもう出てたら教えてください。

○議長（牧野 真紀子君） はい、学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい。ビーチバレーボール大会につきましては、予選を突破してベスト8だったと思います。

それとあとソフトテニスにつきましては、2回戦のほうで敗退ということになっております。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい、ほかに。ありませんか。

続いて、28、29ページ。30、31ページ。

それでは、歳入全般について。ございませんか。ありますか。

高木議員。

○議員（8番 高木 義輔君） 13ページの物品売払収入ってということで計上されておりますが、何を売られたんでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） 学校教育課長。

○学校教育課長（森 和也君） はい、お答えさせていただきます。

新宮中学校のほうで給食を開始した関係で、今までランチサービスのほうで活用していました保温カート、そちらのほうが必要になりました。

そちらを今年から久山町さんがランチサービスを始められるということで、譲ってほしいというお話がありましたので、そちらのほうをお売りしています。

保温カートとあと配膳台と冷蔵庫、そういったものを、もう必要ない部分についてお譲りしているところです。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。はい、ほかに。

歳入全般について、ございませんか。はい。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それではここで質疑を打ち切り、第100号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 異議がありませんので、第100号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。

横大路委員長、よろしくお願ひいたします。

それでは、14時40分まで休憩いたします。

午後2時30分休憩

.....

午後2時40分再開

○議長（牧野 真紀子君） それでは休憩前に引き続き、会議を開会いたします。

### 日程第32. 第101号議案

○議長（牧野 真紀子君） 日程第32、第101号議案町道路線の変更について（柳ヶ浦池線）を議題といたします。

議案の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） 第101号議案、町道路線の変更について、御説明いたします。

路線番号650、路線名、柳ヶ浦池線で、変更の内容といたしましては、起点、終点、延長、幅員でございます。

2ページをお願いいたします。

当該路線は、旧小万崎・柳ヶ浦線の路線変更に伴い、平成28年3月に町道認定したもので、

今回、ふれあいの丘公園内の多目的グラウンド等の整備も一部完了し、現状としても道路機能を有しないことから変更するものでございます。

図では変更前を点線、変更後を実線で表示いたしております。

変更の内容としましては、起点を多目的グラウンドBの西の端から東の端。

住所で申しますと、新宮町大字上府字灰カブリ499番1地先に変更し、終点も新宮東中学校敷地の南側から柳ヶ浦池の西側。

住所で申しますと、新宮町大字三代字柳ヶ浦108番地先に変更するものでございます。

また、この起点、終点の変更により道路延長が565.9メートル短くなり390メートル。

路線も柳ヶ浦池の三面をぐるっと囲む形となります。

また幅員も最小3メートルから最大10メートルに変更するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ここで質疑を打ち切り、第101号議案は総務建設常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

○議長（牧野 真紀子君） 異議がないので、第101号議案は総務建設常任委員会に付託いたします。

横大路委員長、よろしく願いいたします。

---

### 日程第33. 請願第1号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第33、請願第1号、建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 請願1号、新宮町議会議長、牧野真紀子殿。

建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願書。

意見書案を読むことにより、補足説明とさせていただきます。

意見書案、アスベストを大量に使用したことによるアスベスト被害は、多くの国民に広がっています。

アスベスト被害について、欧米諸国においては、製造業の従事者の多くの被害者が出ているのに比べ、日本では建設業従事者に最も多くの被害者が生まれていることが特徴です。

それはアスベストのほとんどが建設資材などとして建設現場で使用され、そして国においても、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。

特に建設業は重層下請構造や「従事者が数多くの現場に渡って就労する」ことから、労働災害として認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償也没有ありません。

また、被害者の多くが高齢化し、それに伴う病状の進行を考慮すれば、被害者の救済に向けて速やかな対処が求められます。

よって、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策及びアスベストの拡散を防止する対策を直ちにとり、アスベスト問題が早期に解決されることが求められています。

また、こうした被害者を速やかに、また被害者の負担をできる限り少なくして救済するためには「被害者補償基金」の創設が望まれます。

建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する方策を直ちにとり、アスベスト問題の早期の解決が急務となっていることに鑑み意見書を提出します。

1、建設従事者のアスベスト被害の早期解決と被害の根絶を図り、被害者に対し速やかに、また、負担なく救済するための「被害者救済基金」創設の検討を進めてください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣殿。すいません。

元に戻って、請願者、糟屋郡須恵町大字植木415-24、福岡県建設労働組合糟屋支部支部長、杷野茂さん。

紹介議員は私、横大路政之でございます。

補足説明をさせていただきます。

独立行政法人環境再生保全機構の調査によりますと、アスベスト被害と言われている中皮腫の患者は、1960年代のアスベストの輸入量の増加した時期に、潜伏期間約40年を加えた最近において急増しております。

2017年に中皮腫で亡くなられた方は1,555名で、1995年の3倍以上となっております。

以上のことから、早期救済が求められております。

なお、補足で糟屋地区1市6町では既に可決済みであることを申し添えておきます。

御採択いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ここで質疑を打ち切り、請願第1号は文教生活常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 異議がないので、請願第1号は文教生活常任委員会に付託いたします。上叡地委員長、よろしくお願ひいたします。

---

### 日程第34. 請願第2号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第34、請願第2号、県道537号線騒音・振動等の環境被害の対策を求める要請についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 請願書、新宮町議会議長、牧野真紀子殿。

紹介議員は私、横大路政之と温水誠議員であります。

件名、県道537号線騒音・振動等の環境被害の対策を求める要請。

請願者、湊坂区長、松井信作様。R537を考える会代表、永松輝満様。

要旨でございます。

現状、県道537号線は国の定める騒音環境基準及び騒音要請限度が交通量、騒音量及び住宅環境が明らかに異なる国道3号線と同じレベルに設定されていることが判明しました。

これは騒音、振動をはじめとする環境改善・対策への障害となっており、関係住民と湊坂自治会は、第一種低層住居専用地域にふさわしい、同環境基準等の見直しをはじめ、住宅実情に合った環境改善対策の実施を講じるよう、地方自治法に基づき請願いたします。

理由等につきましては、以下のとおりでございます。

補足説明をいたします。

まず、今回の請願に至った経緯を説明させていただきます。

R537を考える会の皆さんは、騒音・振動問題に関し、町や県、県警察等関係機関へこれまで幾度となくさまざまな働きを行ってこられました。

また、町はこれらを受けて、過去2回の騒音実態調査を実施しましたが、騒音規制基準の範囲内ということで、沿線住民の皆さんの訴えは受け入れられませんでした。

そこで、考えられる会の皆さんは騒音規制の基準となる用途地域や各種の都市計画決定について、情報公開等を駆使して調査を進められてきました。

すると、当該地区開発行為と並行して、当該道路や住宅開発にかかる都市計画決定や変更が行

われていましたが、沿線住民の皆さんは全く知らないものでありました。

そこで、このような状況で発生した騒音、振動問題は、住民にとっては公害と言えるものではないでしょうか。

私も過去には、近隣の問題が原因で体調を崩し転居を余儀なくされた経験がありますが、騒音の許容限度には個人差があつて当然であります。

また、当事者にしかわからないことも多々あり、さまざまな葛藤があります。

騒音は数字の大小だけで判断できるものではなく、当該地区の当該者の立場になって考えなければなりません。

請願者の趣旨を十分理解し、請願を採択していただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

はい、西議員。

○議員（6番 西 健太郎君） ちょっとお尋ねします。環境改善対策の実施を講じていただいたという請願かと思うんですけども、具体的にどういった内容を希望されているかというのが、もしおわかりでしたらちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 対策につきましては、種々雑多では失礼ですが、種々さまざまな対応策が現存しておりまして、そのどれが効果的であるかというのは、やはりこれから検討すべき課題であり、具体的に何を講じてほしいということではなくて、効果的な騒音対策を講じてほしいという請願でございます。

○議長（牧野 真紀子君） よろしいですか。ほかに。

はい、上畝地議員。

○議員（5番 上畝地 白馬君） 種々雑多な効果的な対策を求めらるってということで、その理由のところには環境基準及び要請限度の見直しっていうのははじめっていうふうに書いてあるんですが、この辺の基準の見直しとかそういうのも含めて要求されているのか、ちょっとお願いします。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 行政として、対策の必要性があるかないかの基準が、この環境基準になるわけですが、その基準を決定するに当たって経たプロセスに住民の皆さんは疑問があるという定義をされているわけですから、そこの基準を見直すか否かも含めて、基準の決定経緯についても住民の皆さんからすると検討してほしいと、調査してほしいという意味でございます。

○議長（牧野 真紀子君） はい、上畝地議員。

○議員（5番 上畝地 白馬君） 環境基準とか、要請限度の見直しっていうのは、町で決めた部

分でもないのがありまして、県とか国とか、その辺の大きな法改正みたいなところまでつながっていくのですが、その辺も含めて求めているという趣旨でよろしいでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 基準となる国の法律を変えろという意味ではなくて、その法をどのように適用するかっていうのが用途地域であったり、道路計画であったり、要は都市計画の中で決定された事項ですから、都市計画の決定の経緯について住民の皆さんからすると、自分たちはその環境下にあったかどうか。

なぜこういう環境下に自分たちがあるのかということが理解できていないというところに問題があるんじゃないかなというふうに思っております。

○議長（牧野 真紀子君） ほかに。上畝地議員、ありますか。

はい、上畝地議員。

○議員（5番 上畝地 白馬君） 今をおっしゃった内容でいくと、都市計画の変更とか、その辺のいきさつとか経緯の部分での、経緯がどうなってそうなったのかとか、その辺の実情を調査して、そこを明確にしてこの騒音問題がまた恒久的対策の実施っていうちょっとできることがあれば、していただきたいということの趣旨でしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。はい。

横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 先ほども補足説明で申し上げましたように、今現在、環境基準の範囲内ということで具体策を講ずる必要なしという判断に至っておるわけですが、これ行政判断ですね。

至っとるわけですが、その基準そのものが町の都市計画によって、用途地域その他決められたことによって、基準枠の段階があるわけですが、その適用基準が住民の皆さんに十分理解されない中で決められたということを住民の皆さんは主張されているわけです。

だから、そのことによってある意味、緩やかな基準の中で生活を余儀なくされているということを主張されてるわけですから、そのことも含めて検討してほしいという意味です。

○議長（牧野 真紀子君） はい、上畝地議員。

○議員（5番 上畝地 白馬君） 過去に、今いろいろな、私もこれの件でいろいろ調査とか、いろいろお話を聞かせていただいた経緯もあるんですが、以前、都市計画地域の変更とかが行われたっていうことで、そこを含めてのっていうことなんですが、そこを含めてでしょうけど恒久的対策、今騒音がちよつとうるさいとか、ちよつと眠れないとか、昼間ちよつと話が聞こえないっていうことが多分、今現状で、そこをどうにか音を小さくしてほしいとか、いろんなやり方はいろいろあるとは思んですけど、今おっしゃる意味は、都市計画を戻すとか変えるとかっていう

ふうな意味なんですか。

それともその経緯を明らかにしてほしいとかっていう意味なんですか。

その経緯が何か住民の方に知られないところで何かされたような趣旨のお話をされていたので、その辺はどう解釈すればよろしいでしょうか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 非常に説明しづらいあれなんですけど、端的に言うと今現在、新宮町当局は、環境基準の範囲内という判断をしている。

その範囲自体に要するに環境基準として、騒音の範囲を設定する段階で問題があったという住民の皆さんの主張ですから、そこの範囲をどのように決定したのか、経緯を明らかにすることによって問題の根幹に迫ってほしいという意味で理解できますか。

○議長（牧野 真紀子君） いいですか。

はい、松井議員。

○議員（11番 松井 和行君） 単純なことなんですけど、この請願自体はもう町の行政に求める請願と認識してよろしいですか。

○議長（牧野 真紀子君） はい、横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） そのとおりです。

○議長（牧野 真紀子君） はい、ほかに。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） それではここで質疑を打ち切り、請願第2号は文教生活常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 異議がないので、請願第2号は文教生活常任委員会に付託いたします。上畝地委員長、よろしくお願ひいたします。

---

### 日程第35. 請願第3号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第35、請願第3号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2020年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。横大路議員。

○議員（10番 横大路 政之君） 請願書、新宮町議会議長、牧野真紀子様。

請願者、寺島亮嗣様。紹介議員は私、横大路政之でございます。

教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度の2分の1復元をはかるための、2020年度政府

予算に係る意見書採択の要請について。

意見書案を読むことで、補足説明にかえさせていただきます。

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書案。

学校現場における課題が複雑化、困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが不可欠です。

特に小学校においては、18年度から新学習指導要領の移行期間に入り、外国語教育実施のため授業時数の調整など対応に苦慮する状況となっています。

ゆたかな学びの実現のためには教職員定数改善などの施策が最重要課題です。

また、明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が人間らしい働き方ができるための長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数改善は欠かせません。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。

厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置を行っている自治体もありますが、地方自治体の財政を圧迫していることや自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。

国の施策として定数改善にむけた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

ゆたかな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

1、ゆたかな子どもの学びを保障する条件整備、例えば30人以下学級の実施などを行うために、計画的な教職員定数改善を推進すること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたしますということで意見書案が出ております。

提出先は、記載のとおりでございますので、よろしく御採択をいただきますようお願いいたします。

なお、これは毎年提出されておまして、議会でも毎年採択されておまして、教育費の国庫負担に係る意見書であります。

自治体財政に重くのしかかる教育費負担軽減のためにも意見書の採択をよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） ここで質疑を打ち切り、請願第3号は文教生活常任委員会に付託したいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 異議がないので、請願第3号は文教生活常任委員会に付託いたします。上叡地委員長、よろしく願いいたします。

---

### 日程第36. 陳情第8号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第36、陳情第8号、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書についてを議題といたします。

趣旨説明を求めます。北崎議員。

○議員（9番 北崎 和博君） 陳情第8号、天皇陛下御即位奉祝賀詞決議に関する陳情書の提案理由を申し上げます。

新宮町議会議長、牧野真紀子様。

陳情者は、福岡市博多区千代4-30-2山本ビル4階、天皇陛下御即位福岡県奉祝委員会、実行委員長、山本泰藏であります。

陳情の趣旨の要点を朗読することにより行います。

本年4月30日、父君・上皇陛下の202年ぶりの御譲位のもと、翌5月1日、新帝陛下は踐祚されました。

同日、午前10時30分より「剣璽等承継の儀」が執り行われ、11時10分からは成年皇族、内閣総理大臣、衆参両院議長、最高裁判所長官、閣僚、都道府県知事等が参列の下、「即位後朝見の儀」が執り行われました。

本年私どもは、国民の幸福と国家の発展、そして世界平和をお祈りされる第126代天皇陛下を戴いて、新しい令和の御代を築いていきたいと存じます。

つきましては、新帝陛下の一世一代の御慶事を県民が協力してお祝い申し上げていきたいと存じます。

貴議会におきまして賀詞決議を挙げて戴ければ幸甚に存じます。

何卒、よろしくお願い申し上げます。というものでございます。

陳情事項は、貴議会にて天皇陛下御即位奉祝の賀詞決議の奉呈をお願いするものでございます。以上。

議員の皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質疑を終了し、討論を省略し、採決を行います。

陳情第8号を採択することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手する者11名、挙手しない者0名〕

○議長（牧野 真紀子君） 全員賛成と認め、陳情第8号は採択することに決しました。

---

### 日程第37. 報告第16号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第37、報告第16号、平成30年度新宮町土地開発公社経営状況報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。都市整備課長。

○都市整備課長（桐島 光昭君） 報告第16号、平成30年度新宮町土地開発公社経営状況報告について、説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。

このページは平成30年度の事業報告として、役員に関する事項、理事会に関する事項について記載をいたしております。

隣の2ページをお願いいたします。

このページから、平成30年度の公社事業実績報告となります。

用地取得につきましては、代行用地といたしまして3筆、合計で701.13平方メートル。

取得金額合計869万6,088円となっております。なお、用地の売却は行っておりません。

3、4ページをお願いいたします。

収支決算書、収入の部の主なものにつきまして説明いたします。

1款1項2目附帯等事業収入、1節土地土地貸付料は、JR新宮中央駅東口駐車場用地及び三代的野線道路用地の一部を駐車場及び看板設置用地として貸し付けており、その賃料といたしまして314万1,434円。

2款1項1目借入金、1節短期借入金としまして、12億8,000億円を借り入れております。

内容につきましては、15、16ページに記載しておりますが、約6カ月間の借入として6億5,000万円と6億3,000万円の2回金融機関から借り入れております。

以上、その他の収入も合わせまして、収入合計といたしまして、12億8,315万8,081円となっております。

次に、5ページ、6ページをお願いいたします。

支出の部でございます。主なもののみ説明をいたします。

1 款 1 項 1 目 公有用地取得費、1 節 用地費 8 6 9 万 6, 0 8 8 円は、先ほど説明いたしましたとおり 3 筆分の用地費でございます。

1 款 2 項 1 目 宅地造成関連費、1 節 工事請負費 9 9 6 万 7, 3 2 0 円は、寺浦公共広場用地造成費、これは、ふれあいの丘公園造成工事及び新宮東中学校造成工事等による発生した残土を当該用地に搬入しておりましたが、残土の搬入もほぼ終了したことから、用地全体を整備するとともに法面整形や養生工を実施いたしております。

2 款 1 項 1 目 支払利息、1 節 支払利息、1 1 2 万 6, 3 7 7 円は、先ほど説明いたしました短期借入金の返済時に生じた 2 回分の利息の合計額。

3 款 1 項 1 目 借入金償還金、1 節 借入金償還金 1 3 億 3, 0 0 0 万円は、1 5、1 6 ページの短期借入金明細書記載のとおり、2 つの金融機関から借り入れていた事業資金を平成 3 0 年 8 月と平成 3 1 年 2 月に償還したものでございます。

以上、その他の支出と合わせまして、支出合計としまして 1 3 億 5, 2 1 1 万 7, 4 5 2 円となり、収支差額はマイナス 6, 8 9 5 万 9, 3 7 1 円となります。

なお、7 ページ以降に財産目録、貸借対照表、損益計算書、公有用地明細書などを添付いたしておりますので御参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

### 日程第 3 8、報告第 1 7 号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第 3 8、報告第 1 7 号、平成 3 0 年度新宮町健全化判断比率等の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） 報告第 1 7 号、平成 3 0 年度新宮町健全化判断比率等の報告について、説明いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、平成 3 0 年度新宮町健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見書をつけて、議会に報告するものでございます。

1 ページをお願いいたします。

健全化判断比率の総括表でございます。

上の段の真ん中あたり、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、資金不足等がございませんのでバーで表示しています。

実質公債比率は7.9パーセントで、平成29年度より0.2ポイント減少いたしております。

この理由につきましては、分子を構成する元利償還金等が減少し、分母を構成する標準財政規模が増加し、また分子、分母ともに控除される歳入公債費等が減少したため、結果として単年度の実質公債費比率が減少し、それに伴い3か年平均が減少しました。

次に将来負担比率につきましては88.4パーセントで、前年度と比較しますと15.9ポイント増加しております。

これは教育施設整備事業に伴い、地方債の現在高が増加しましたが、ふるさと寄附金の活用により、地方債の借入れを抑制したため、将来負担比率の増加を若干ですが抑えられたと考えています。

2ページから4ページまでは算出用になりますので御参照いただきます。

よろしく願いいたします。

5ページをお願いします。

公営企業会計に係る資金不足比率の状況につきましては、資金不足が発生していないためバーで表示しています。

以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

### 日程第39. 報告第18号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第39、報告第18号、平成30年度新宮町一般会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。政策経営課長。

○政策経営課長（阿部 宏紀君） 報告第18号、平成30年度新宮町一般会計継続費精算報告について、説明いたします。

地方自治法施行令第145条第2項の規定により、平成30年度新宮町一般会計継続費精算報告書を議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。

30年度に継続年度が終了した3事業について報告いたします。

まず1件目が、10款3項新宮中学校給食室等改修事業で、全体計画としまして総額5億2、

080万円。

年割額、平成28年度2億400万円。

平成29年度3億1,680万円。

これに対しまして実績につきましては、支出済額が平成28年度は全額通次繰り越しを行ったためにゼロ。

平成29年度は1億8,554万2,084円。

平成30年度は3億1,862万1,248円。

比較としまして、年割額と支出済額の差が1,663万6,668円が執行残となります。

次に2件目が、10款3項新設中学校建築事業で、全体計画としまして総額32億7,581万8,000円。

年割額、平成28年度3億400万円。

平成29年度、12億9,270万1,000円。

平成30年度、16億7,911万7,000円。

これに対し、実績につきましては、支出済額が平成28年度は全額通次繰り越しを行ったためゼロ。

平成29年度は9億7,676万8,700円。

平成30年度は18億9,833万836円。

比較としまして、年割額と支出済額の差4億71万8,464円が執行残となります。

最後に、3件目が2款1項男女共同参画基本計画策定委託料で、全体計画としまして、総額345万6,000円。

年割額、平成29年度194万4,000円。

平成30年度、151万2,000円。

これに対し、実績につきましては支出済額が平成29年度194万4,000円。

平成30年度151万2,000円。

年割額と支出額の差はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

#### 日程第40、報告第19号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第40、報告第19号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約

の報告についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（太田 達也君） 報告第19号、新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告について、御説明いたします。

新宮町議会の議決事件に該当しない契約の報告に関する条例第2条の規定により、新宮町議会の議決事件に該当しない契約について議会に報告するものでございます。

1ページをお願いいたします。

1ページから8ページまで、それぞれの契約ごとの明細を載せておるものでございます。

令和元年5月1日から令和元年7月31日までのものでございまして、予定価格が130万円以上の工事または製造の請負契約に関するものにつきましては、一般会計で10件、特別会計で3件、こちらのほうは2ページに記載されておるものです。

水道事業会計公共下水道事業会計で8件でございました。

この8件につきましては、7ページに記載がされておるものでございます。

また、50万円以上の委託契約につきましては、一般会計で44件となります。

こちらが3ページから6ページまでの記載の分でございます。

特別会計につきましては、件数がございませんでした。

水道事業会計公共下水道事業会計では2件、こちらは8ページに記載しておるものでございます。

参考資料といたしまして、入札結果表を添付しておりますので御参照ください。

説明は以上でございます。

○議長（牧野 真紀子君） 質問を許可いたします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

#### 日程第41. 報告第20号

○議長（牧野 真紀子君） 日程第41、報告第20号、建設工事等の書類審査及び現地検査の結果報告についてが提出されております。

質問があれば、監査委員にお尋ねください。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 質問を終わります。

---

#### 日程第42. 報告第21号

日程第42、報告第21号、例月出納検査結果報告についてが提出されております。

質問があれば、監査委員にお尋ねください。

○議長（牧野 真紀子君） ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 以上で報告を終わります。

---

○議長（牧野 真紀子君） お諮りいたします。本会議の会議中、誤読による字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により議長に委任していただきたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牧野 真紀子君） 御異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程を終了し、散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後3時24分散会

---